

# ライセンス・オブ・ライト制度に関する 欧州各国の現状について

[発行]

日本貿易振興機構 デュッセルドルフ事務所

2022年1月発行 禁無断転載

本レポートは、特許庁委託事業により、Mewburn Ellis LLP と各協力事務所が、各国の公開情報に基づいて英語にて作成した原文について、JETRO が日本語訳を作成したものです。

この日本語訳は細心の注意を払って作成しておりますが、万一、原文とこの日本語訳の内容とが齟齬する事態が生じた場合は、原文の内容が優先されます。

本レポートを通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。

また、本レポートの内容を利用するにあたっては、本レポートの末尾に記載された免責事項についてもご参照いただくようお願いいたします。



## 目次

第1章－報告書の仕様の概要.....	9
第1部－目的.....	9
第2部－調査範囲.....	9
第2章－英国のLOR制度.....	11
第1部－LOR制度の有無.....	11
第2部－UKIPOにおける登録のための形式要件.....	11
第3部－UKIPOでの登録取得のための時期要件.....	12
第4部－UKIPOでのLOR宣言登録の影響.....	13
第5部－LOR宣言の取下げ又は撤回.....	15
第6部－LOR制度に基づく実施権者の候補者の要件.....	16
第7部－IPOと実施許諾条件に関する紛争解決.....	17
第8部－英国のLOR制度と統一特許裁判所との関係.....	17
第9部－UKIPO：統計.....	18
第3章－アルバニアのLOR制度.....	28
第1部－LOR制度の有無.....	28
第2部－アルバニア特許商標庁（GDPT）における登録のための形式要件.....	28
第3部－GDPTでの登録取得のための時期要件.....	33
第4部－GDPTでのLOR宣言登録の影響.....	33
第5部－LOR宣言の取下げ又は撤回.....	36
第6部－LOR制度に基づく実施権者の候補者の要件.....	37
第7部－IPO及び実施許諾条件に関する紛争解決.....	37
第8部－アルバニアのLOR制度と統一特許裁判所との関係.....	37
第9部－GDPT：統計.....	37
第4章－ブルガリアのLOR制度.....	39
第1部－LOR制度の有無.....	39
第2部－ブルガリア知的財産庁（BGIPO）における登録のための形式要件.....	39

第3部－BGIPOでの登録取得のための時期要件 .....	40
第4部－BGIPOでのLOR宣言登録の影響 .....	40
第5部－LOR宣言の取下げ又は撤回 .....	40
第6部－LOR制度に基づく実施権者の候補者の要件 .....	40
第7部－IPO及び実施許諾条件に関する紛争解決 .....	41
第8部－ブルガリアのLOR制度と統一特許裁判所との関係 .....	41
第9部－BGIPO：統計 .....	41
第5章－チェコ共和国のLOR制度 .....	43
第1部－LOR制度の有無 .....	43
第2部－チェコ共和国IPO（IPO CZ）における登録のための形式要件 .....	43
第3部－IPO CZでの登録取得のための時期要件 .....	43
第4部－IPO CZでのLOR宣言登録の影響 .....	43
第5部－LOR宣言の取下げ又は撤回 .....	44
第6部－LOR制度に基づく実施権者の候補者の要件 .....	44
第7部－IPO及び実施許諾条件に関する紛争解決 .....	44
第8部－チェコ共和国のLOR制度と統一特許裁判所との関係 .....	44
第9部－IPO CZ：統計 .....	45
第6章－ドイツのLOR制度 .....	49
第1部－LOR制度の有無 .....	49
第2部－DPMAにおける登録のための形式要件 .....	49
第3部－DPMAでの登録取得のための時期要件 .....	50
第4部－DPMAでのLOR宣言登録の影響 .....	50
第5部－LOR宣言の取下げ又は撤回 .....	51
第6部－LOR制度に基づく実施権者の候補者の要件 .....	52
第7部－IPO及び実施許諾条件に関する紛争解決 .....	52
第8部－ドイツのLOR制度と統一特許裁判所との関係 .....	52
第9部－DPMA：統計 .....	53

第7章ーギリシャの LOR 制度 .....	55
第1部ーLOR 制度の有無.....	55
第2部ーギリシャ特許庁（ギリシャ PO）における登録のための形式要件.....	55
第3部ーギリシャ PO での登録取得のための時期要件.....	55
第4部ーギリシャ PO での LOR 宣言登録の影響.....	55
第5部ーLOR 宣言の取下げ又は撤回 .....	56
第6部ーLOR 制度に基づく実施権者の候補者の要件.....	56
第7部ーギリシャ PO 及び実施許諾条件に関する紛争解決.....	56
第8部ーギリシャの LOR 制度と統一特許裁判所との関係.....	57
第9部ーギリシャ PO：統計.....	57
第8章ーアイルランド共和国の LOR 制度 .....	58
第1部ーLOR 制度の有無.....	58
第2部ーアイルランド IPO（IPOI）における登録のための形式要件 .....	58
第3部ーIPOI での登録取得のための時期要件 .....	61
第4部ーIPOI での LOR 宣言登録の影響.....	62
第5部ーLOR 宣言の取下げ又は撤回 .....	62
第6部ーLOR 制度に基づく実施権者の候補者の要件.....	64
第7部ーIPO 及び実施許諾条件に関する紛争解決.....	64
第8部ーアイルランド共和国の LOR 制度と統一特許裁判所との関係 .....	65
第9部ーIPOI：統計 .....	65
第9章ーイタリアの LOR 制度 .....	69
第1部ーLOR 制度の有無.....	69
第2部ーイタリア特許商標庁（IPTO）における登録のための形式要件 .....	69
第3部ーIPTO での登録取得のための時期要件 .....	70
第4部ーIPTO での LOR 宣言登録の影響.....	70
第5部ーLOR 宣言の取下げ又は撤回 .....	70
第6部ーLOR 制度に基づく実施権者の候補者の要件.....	71

第7部-IPO及び実施許諾条件に関する紛争解決.....	72
第8部-イタリアのLOR制度と統一特許裁判所との関係.....	73
第9部-IPTO：統計 .....	74
第10章-ラトビアのLOR制度.....	75
第1部-LOR制度の有無.....	75
第2部-ラトビア共和国特許庁（LRPV）における登録のための形式要件.....	75
第3部-LRPVでの登録取得のための時期要件.....	75
第5部-LOR宣言の取下げ又は撤回 .....	76
第6部-LOR制度に基づく実施権者の候補者の要件.....	77
第7部-IPO及び実施許諾条件に関する紛争解決.....	77
第8部-ラトビアのLOR制度と統一特許裁判所との関係.....	77
第9部-LRPV：統計 .....	77
第11章-リトアニア共和国のLOR制度 .....	79
第1部-LOR制度の有無.....	79
第2部-リトアニア共和国国家特許庁（SPB）における登録のための形式要件 .....	79
第3部-SPBでの登録取得のための時期要件 .....	79
第4部-SPBでのLOR宣言登録の影響.....	79
第5部-LOR宣言の取下げ又は撤回 .....	80
第6部-LOR制度に基づく実施権者の候補者の要件.....	80
第7部-IPO及び実施許諾条件に関する紛争解決.....	80
第8部-リトアニア共和国のLOR制度と統一特許裁判所との関係.....	81
第9部-SPB：統計 .....	81
第12章-ルクセンブルクのLOR制度.....	86
第1部-LOR制度の有無.....	86
第2部-ルクセンブルクIPO（ルクセンブルクOPI）における登録のための形式要件.....	86
第3部-ルクセンブルクOPIでの登録取得のための時期要件 .....	87
第4部-ルクセンブルクOPIでのLOR宣言登録の影響.....	87

第 5 部－LOR 宣言の取下げ又は撤回 .....	88
第 6 部－LOR 制度に基づく実施権者の候補者の要件 .....	88
第 7 部－IPO 及び実施許諾条件に関する紛争解決 .....	88
第 8 部－ルクセンブルクの LOR 制度と統一特許裁判所との関係 .....	89
第 9 部－ルクセンブルク OPI：統計 .....	89
第 13 章－マルタの LOR 制度 .....	90
第 1 部－LOR 制度の有無 .....	90
第 2 部－マルタの知的財産庁である産業財産権登録局（MIPO）における登録のための形式要件 .....	94
第 3 部－MIPO での登録取得のための時期要件 .....	95
第 4 部－MIPO での LOR 宣言登録の影響 .....	95
第 5 部－LOR 宣言の取下げ又は撤回 .....	96
第 6 部－LOR 制度に基づく実施権者の候補者の要件 .....	96
第 7 部－IPO 及び実施許諾条件に関する紛争解決 .....	96
第 8 部－マルタの LOR 制度と統一特許裁判所との関係 .....	97
第 9 部－MIPO：統計 .....	98
第 14 章－サンマリノの LOR 制度 .....	99
第 1 部－LOR 制度の有無 .....	99
第 2 部－サンマリノ共和国 IPO（USBM-Ufficio di Stato brevetti Marchi）における登録のための形式要件 .....	99
第 3 部－USBM での登録取得のための時期要件 .....	100
第 4 部－USBM での LOR 宣言登録の影響 .....	100
第 5 部－LOR 宣言の取下げ又は撤回 .....	100
第 6 部－LOR 制度に基づく実施権者の候補者の要件 .....	101
第 7 部－IPO 及び実施許諾条件に関する紛争解決 .....	102
第 8 部－サンマリノ共和国の LOR 制度と統一特許裁判所との関係 .....	103
第 9 部－USBM：統計 .....	104
第 15 章－スロバキアの LOR 制度 .....	105

第1部-LOR制度の有無.....	105
第2部-スロバキア共和国産業財産権庁（INDPROP）における登録のための形式要件 .....	105
第3部-INDPROPでの登録取得のための時期要件.....	106
第4部-INDPROPでのLOR宣言登録の影響.....	106
第5部-LOR宣言の取下げ又は撤回.....	106
第6部-LOR制度に基づく実施権者の候補者の要件.....	107
第7部-IPO及び実施許諾条件に関する紛争解決.....	108
第8部-スロバキア共和国のLOR制度と統一特許裁判所との関係.....	108
第9部-INDPROP：統計.....	108
第16章-スペインのLOR制度.....	114
第1部-LOR制度の有無.....	114
第2部-スペイン特許商標庁（Oficina Española de Patentes y Marcas「OEPM」）に おける登録のための形式要件.....	114
第3部-OEPMでの登録取得のための時期要件.....	115
第4部-OEPMでのLOR宣言登録の影響.....	115
第5部-LOR宣言の取下げ又は撤回.....	116
第6部-LOR制度に基づく実施権者の候補者の要件.....	117
第7部-IPO及び実施許諾条件に関する紛争解決.....	118
第8部-スペインのLOR制度と統一特許裁判所との関係.....	119
第9部-OEPM：統計.....	119
第17章-トルコのLOR制度.....	123
第1部-LOR制度の有無.....	123
第2部-トルコ特許商標庁（TPTO）における登録のための形式要件.....	123
第3部-TPTOでの登録取得のための時期要件.....	124
第4部-TPTOでのLOR宣言登録の影響.....	124
第5部-LOR宣言の取下げ又は撤回.....	124
第6部-LOR制度に基づく実施権者の候補者の要件.....	124



第7部－IPO及び実施許諾条件に関する紛争解決.....	125
第8部－トルコのLOR制度と統一特許裁判所との関係.....	125
第9部－TPTO：統計.....	125
第18章－統一特許裁判所下のLOR制度.....	129
第1部－LOR制度の有無.....	129
第2部－EPOにおける登録のための形式要件.....	130
第3部－EPOでの登録取得のための時期要件.....	130
第4部－EPOでのLOR宣言登録の影響.....	131
第5部－LOR宣言の取下げ又は撤回.....	131
第6部－LOR制度に基づく実施権者の候補者の要件.....	131
第7部－IPO及び実施許諾条件に関する紛争解決.....	132
第8部－統一特許裁判所制度と統一特許裁判所との関係.....	132
第9部－EPO：統一特許裁判所統計.....	132

## 第1章－報告書の仕様の概要

### 第1部－目的

一部の欧州特許条約（**EPC**）加盟国における、統一特許裁判所（**UPC**）の規則に基づく「ライセンス・オブ・ライト」（**LOR**）制度の存在及び利用に関する情報を収集すること。

### 第2部－調査範囲

下記の表1に明記されている EPC 加盟国又はシステムの各々における LOR 制度の存在を調査する。

第1章－表1. 調査対象に含まれる EPC 加盟国又はシステム

第2章 英国	第8章 アイルランド	第14章 サンマリノ
第3章 アルバニア	第9章 イタリア	第15章 スロバキア
第4章 ブルガリア	第10章 ラトビア	第16章 スペイン
第5章 チェコ共和国	第11章 リトアニア	第17章 トルコ
第6章 ドイツ	第12章 ルクセンブルク	第18章 UPC
第7章 ギリシャ	第13章 マルタ	

LOR 制度とは、特許、登録意匠、実用新案又は商標などの知的財産権（**IPR**）の出願人又は所有者が、実施権者の候補者による申請があった際に自らの知的財産権の実施権を付与することを拒絶しない旨の宣言を、関連国の特許庁（**IPO**）に登録することができる制度を意味するものと考えられる。そのような宣言を事前に登録することは、しばしば、関連する IPO における登録料及びその他の手数料の削減につながる。

本報告書では、特定の EPC 加盟国のそれぞれについて、以下の点を明らかにする。

- 第1部－当該国における LOR 制度の存在の有無
- 第2部－LOR 宣言自体の正式要件及び登録手続き
- 第3部－IPR の存続期間に関する LOR 宣言の登録のための時期要件
- 第4部－LOR 宣言の登録が手数料及び執行救済に与える影響
- 第5部－LOR 宣言の登録が可逆的であるか否か、及び当該撤回の影響（過去に減額された手数料の遡及的支払いを含む）
- 第6部－所定の様式の有無、ならびに IPR 保有者に直接連絡を取るべきか、又は関連する国内 IPO を介して連絡を取るべきかを含む、実施権者の申出手続きに関する要件
- 第7部－IPR 保有者と実施権者の候補者との間で意見の相違又は紛争が生じた場合に、関連する国内 IPO が定める紛争解決手続の有無
- 第8部－当該国の LOR 制度と、上記に関する単一効特許（UP）規則との関係及び関連性
- 第9部－関連 EPC 加盟国ごとの統計及び以下の情報
  - 9.1 －LOR 宣言の登録簿の公表状況及び内容（すなわち、特許出願明細書に加えてどのような情報が公開されるかについて）
  - 9.2 －登録された LOR 宣言のうち登録簿に記録される件数
  - 9.3 －LOR 宣言の申請又は申込の件数（毎年）
  - 9.4 －LOR 制度の利用上位企業、ならびに
  - 9.5 －LOR 制度の利用上位業種
  - 9.6 －特定 EPC 加盟国ごとの、関連国 IPO において想定される収益の変化

## 第2章－英国の LOR 制度

Mewburn Ellis LLP から提供された情報

### 第1部－LOR 制度の有無

英国では、英国知的財産庁（UKIPO）の下、LOR 制度が存在し、正式に特許に適用され、英国意匠権に非公式に適用される。英国登録意匠又は英国商標に関しては適用されない。

さらに、「実用新案」は、IPR として英国には存在しない。

よって、本報告書の本章では、特許及び英国意匠権のみについて論じる。

### 第2部－UKIPO における登録のための形式要件

#### 2.1 特許

「LOR 承認」又は「LOR 承認宣言」という用語は、いずれも、UKIPO 特許登録簿上の特許に対する LOR の登録を UKIPO が承認していることを言及するために使用される。

UKIPO からの LOR 承認を申請するためには、特許権者は、特許様式 28<sup>1</sup>に必要事項を記入し提出しなければならない。この様式に関連する手数料はない。

特許権者が LOR 制度に基づいて実施権者に実施権を許諾する場合、特許権者は、特許様式 21<sup>2</sup>に記入して提出することにより、UKIPO に通知する必要がある。これは厳密な要件ではないが、実施権許諾の登録により、実施権者の利益の通知（1977 年特許法（PA1977）第 33 条（3））をもって、その後第三者が当該特許における権利を取得する。登録は、当該第三者が、実施権者の事前の利益に拘束されることを確実にする。

---

<sup>1</sup> [https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/945412/PF28-Dec20-EU.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/945412/PF28-Dec20-EU.pdf)

<sup>2</sup> <https://www.gov.uk/government/publications/application-to-register-or-give-notice-of-rights>

実施権者が UKIPO に通知する場合、実施権者は、実施権の日付、すべての関係当事者の詳細及び関連する特許番号などの追加情報を提供しなければならない。実施権者による通知は、特定の様式を必要としない。

## 2.2 英国意匠権

英国の意匠権は、純粋に機能的な（美的ではない）物品の外観、すなわち、独創的な意匠の内外の形状又は構成を保護する。

英国の意匠権は、当該意匠で製造された製品の最初の販売日から 10 年間、又は当該意匠の創作日から 15 年間のいずれか短い方の期間存続する。

1988 年著作権・意匠・特許法（**CDPA 1988**）第 237 条（1）に基づき、英国意匠権の存続期間の最後の 5 年間は、自動的に LOR の対象となる。これは、意匠権者が何らかの措置を講じることなく、第三者が、意匠を複製した製品を製造し販売する実施権を取得する権利を有することを意味する。

英国の意匠権は正式な登録又は許諾プロセスを必要としないため、自動的に LOR を記録することができる英国の意匠権のデータベースは存在しない。したがって、このことは、LOR 制度に基づく実施権を取得するために英国意匠権を探す際に、実施権者の候補者が検索すべき公的情報源がないことを意味する。

## 第 3 部 – UKIPO での登録取得のための時期要件

### 3.1 特許

1977 年特許法第 46 条（1）は、特許権者は、特許付与後いつでも UKIPO に対して LOR 承認を申請することができる旨を規定している。特許付与前の特許出願に対して LOR を登録することはできない。

記入済みの特許様式 28 を提出するとき、特許権者は、当該特許について更新料の納付期限の少なくとも 10 営業日前に UKIPO に確実に到達するようにしなければならない。これは、更新料に適用予定の割引に間に合うように出願が処理されるようにするためのものである（第 4 部参照）。

### 3.2 英国意匠権

英国の意匠権に関する正式な手続き又は要件は存在しない。英国の意匠権が存続期間の最後の 5 年を迎えた時に、LOR は自動的に発生する。

## 第 4 部 – UKIPO での LOR 宣言登録の影響

### 4.1 特許

#### 4.1.1 手数料

特許権者が UKIPO において LOR 宣言を登録する場合、登録料が半額になる。本報告書の日付現在、関連する UKIPO 特許登録料は、下記の第 2 章 – 表 1 に記載されている。

第 2 章 – 表 1. LOR 宣言と共に承認された特許の更新料の減額

手数料区分	更新年	手数料 (ポンド)	減額手数料 (ポンド)
特許出願料		£75	£35.50
特許更新料 (特許権者は、出願から 4 年を経過した日、すなわち、5 年目に特許を更新しなければならず、その後は毎年、最長で 20 年間特許を更新しなければならない)	5 年目	£70	£35
	6 年目	£90	£45
	7 年目	£110	£55
	8 年目	£130	£65
	9 年目	£150	£75
		£170	£85
		£190	£95

	10年目	£220	£110
	11年目	£260	£130
	12年目	£300	£150
	13年目	£360	£180
	14年目	£420	£210
	15年目	£470	£335
	16年目	£520	£260
	17年目	£570	£285
	18年目	£610	£305
	19年目		
	20年目		

#### 4.1.2 制限事項－差止命令及び損害賠償

1977年特許法第46条(3)に基づき、特許権者がUKIPOにおいてLOR宣言を登録した特許に関して、第三者に対して特許侵害の申立を行う場合、その救済の範囲は、主に2つの方法で制限される。

- 裁判所は、侵害者が当該特許の実施許諾契約を締結することを約束することを条件として、侵害者の行為を禁止する差止命令を許可しない。
- 侵害者は、損害賠償に関する自己の責任を、実施権に基づくロイヤルティの最大2倍に制限することができる。

#### 4.1.3 既存の実施権の代替

さらに、特許権者がLOR宣言を登録する前に他の当事者と既に実施許諾契約を締結している場合、その実施権者は、UKIPO又は特許庁長官が定めた条件に基づき、既存の実施権

を新たな実施権に置き換えるよう UKIPO 又は特許庁長官に申請することができる（1977年特許法第 46 条（3）（b））。

#### 4.1.4 実施権者の実施権

さらに、1977年特許法第 46 条（4）は、実施権者が LOR 制度に基づいて実施権を取得した場合、及び実施権に別段の明示の規定がない場合、実施権者は、特許権者に対し、実施許諾を受けた特許の侵害を防止するために訴訟手続を提起するよう要求できることを規定している（また、費用負担なしに訴訟手続に被告として参加するよう要求することもできる）。さらに、特許権者が 2 ヶ月以内に提起しない場合、実施権者は、自ら訴訟を提起することができる。

#### 4.2 英国意匠権

商業的観点からは、英国の意匠権の価値は、自動的に LOR の対象となるように、その存続期間の最後の 5 年間に減少すると考えられる。

### 第 5 部 – LOR 宣言の取下げ又は撤回

#### 5.1 特許

特許権者は、特許様式 30<sup>3</sup>に記入し提出することにより、いつでも LOR 承認の取消を請求することができる。UKIPO は、当該年の更新日に遡る標準更新料の支払いを要求する（すなわち、手数料の割引から生じる取消年度の節約額を上乗せする）。

UKIPO は、特許様式 30 を受領したときは、特許公報<sup>4</sup>において特許権者の出願を公告し、LOR 承認を取り消す。4 週間後に、特許権者の取消請求に異議を申し立てる者がいなかった場合、LOR 承認は取り消される。ただし、その時点で既存の実施権が存在しておらず、

<sup>3</sup> <https://www.gov.uk/government/publications/cancel-entry-in-register-that-licences-under-the-patent-are-available-as-of-right>

<sup>4</sup> <https://www.gov.uk/check-the-patents-journal>



かつ、当該年の更新料の残額が納付されていることを条件とする。取消請求に異議を申し立てる者がいる場合は、取消を続行する前にこれを解決しなければならない。

## 5.2 英国意匠権

英国の意匠権は、その存続期間の最後の5年間が自動的にLORの対象となり、それを排除又は防止するための選択的手続は存在しない。

## 第6部－LOR制度に基づく実施権者の候補者の要件

### 6.1 特許

実施権者の候補者は、特許権者に直接アプローチしなければならない。これらの者は、UKIPO のライセンス・オブ・ライト制度の承認を受けた特許のデータベース<sup>5</sup>に提供された連絡先を使用することができる。

実施権者の候補者が使用しなければならない連絡様式に関する要件はない。実施許諾の条件（ロイヤリティ等を含む）の交渉は、特許権者と実施権者の間の私的かつ商業的事項となる（実施許諾条件について合意できない場合の UKIPO の介入については、下記第7部を参照）。

### 6.2 英国意匠権

英国の意匠権は自動的に発生するため、LOR 制度に関する申請又は登録手続は存在しない。これは、英国の意匠権のデータベースが存在せず、LOR 制度に基づき実施権許諾を取得するために英国の意匠権を探す際に、実施権者の候補者が検索する公式記録が存在しないことを意味する。

---

<sup>5</sup> <https://www.ipa.gov.uk/p-dl-licenceofright.htm>

## 第7部 – IPO と実施許諾条件に関する紛争解決

### 7.1 特許

特許権者及び実施権者の候補者が実施許諾条件に同意できない場合、いずれの当事者も、特許庁長官に対し、1977年特許法第46条（2）に基づき条件を解決するよう申請することができる。特許庁長官は、類似の商業契約における公正かつ「実勢」の料率を検討のうえ、決定を下す。

ただし、これは非常に珍しいことである。実際、（1977年特許法第46条（3）に関して）特許実務マニュアルのパラグラフ46.11によれば、そのような報告例は1件のみであった（Cassou's Patent [1971] RPC 91）。

### 7.2 英国意匠権

英国意匠権の実施許諾を受ける権利は、当該意匠権の存続期間の最後の5年間に自動的に生じるが、両当事者が当該実施許諾条件に合意できない場合、1988年著作権・意匠・特許法第237条（2）は、当該条件が長官により解決される旨を規定している。

## 第8部 – 英国の LOR 制度と統一特許裁判所との関係

更新料及び他の手数料の15%の減額は、単一効特許（UP）権者が、欧州特許庁（EPO）に対して、第三者が適切な対価で実施権許諾を受けることを許可する意思がある旨の陳述書を提出した場合に取得することができる。

UPに対するLORの登録は、いつでも撤回することができる。ただし、UPが独占的实施権の対象である場合、又は当該実施権の記録の請求がEPOに係属している場合、LOR登録申請は拒絶される。

## 第9部－UKIPO：統計

### 9.1 UKIPO 登録簿の公表状況及び内容

UKIPO のライセンス・オブ・ライトの承認を受けた特許のデータベース<sup>6</sup>では、LOR と共に特許ごとに以下の情報を提供している。

- LOR 開始日
- 特許公告及び出願番号（UKIPO オンライン特許情報及び書類閲覧サービスにおける当該事案の詳細へのリンクを含む）
- 特許権者（会社又は個人）の登録名義
- 特許の IPC 区分
- 特許の出願日
- 付与された特許の名称

### 9.2 現在登録されている LOR 宣言

現在、UKIPO の登録簿には、LOR 宣言が承認済みである有効な特許が 9,138 件存在<sup>7</sup>している。

### 9.3 LOR 宣言の年間申請件数

UKIPO において LOR 宣言を登録するための総出願数（付与された出願のみ）を閲覧することはできない。UKIPO の「Facts and Figures 2020」に掲載されている 2015 年から 2020 年までの年間登録件数を第2章－表2に示す。<sup>8</sup>

#### 第2章－表2. 英国の LOR 宣言年間登録件数

年	LOR 宣言登録件数
---	------------

<sup>6</sup> <https://www.ipo.gov.uk/p-dl-licenceofright.htm>

<sup>7</sup> 本データの収集日現在：2021年12月16日

<sup>8</sup> [https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/888845/Facts-and-figures.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/888845/Facts-and-figures.pdf)

2020年	1,054件
2019年	1,354件
2018年	1,615件
2017年	1,101件
2016年	1,306件
2015年	1,228件

UKIPO の 2021 年の報告書はまだ公表されていないが、データベースからは、123 件<sup>9</sup>の特許が 2021 年に発効した LOR 宣言の承認を受けており、現在も承認を受けている。しかしながら、何件の出願が提出され、撤回され、拒絶され、又は未だ係属中であるかはわからない。

また、有効期限が切れた、取り消された、又はその他有効ではなくなったが、有効期限が切れる前に LOR で承認された特許についても、二次データベースに記録される。このデータベースは、1989 年 1 月から維持されており、その後、英国の登録簿に関する 166 万 1,431 件の特許が LOR の承認を受けていること<sup>10</sup>を示している。

#### 9.4 LOR 制度を最大限に活用している企業

LOR 制度を最大限に活用している 3 つの企業又は企業グループは、以下の第 2 章－表 3 に示している。

#### 第 2 章－表 3. 英国 LOR 制度の上位 3 ユーザー（企業）

<sup>9</sup> 2021 年 12 月 16 日現在

<sup>10</sup> 2021 年 12 月 16 日現在

<u>会社名又は企業グループ名（代替名、グループメンバーを含む）</u>	<u>LOR で保有・承認された特許件数</u>	<u>LOR の全特許に占める割合</u>
IBM（International Business Machines Corporation）	1,987 件	21.74%
トヨタ自動車株式会社	1,926 件	21.07%
PSA Automobiles S.A / PSA Peugeot Citroen Automobiles S.A / Peugeot Citroen Automobiles Société Anonyme / Peugeot Citroën Automobiles SA	1,084 件	11.86%

#### 9.5 英国の LOR 制度を最大限に活用している業種

英国で LOR 制度を最大限に活用した 3 つの産業部門を、第 2 章－表 4 に示す。

第 2 章－表 4. 英国 LOR 制度の上位 3 ユーザー（産業部門）

<u>産業部門</u>	<u>IPC 分類</u>	<u>LOR 付の特許</u>	<u>構成比</u>
計量器、写真装置及びプロセス、コンピュータ、情報通信技術ならびに原子力工学	G.物理学	2,521 件	27.58%
電気通信技術・機器、基本電子回路、送・発電	H.電気	2,170 件	23.74%
車両・鉄道・輸送手段、機械、設備・産業プロセス、マイクロ構造技術・ナノテクノロジー	B.処理操作	2,021 件	22.11%

#### 9.6 UKIPO において想定される収益の変化

特許の標準最大存続期間（補充的保護証明書による延長期間を含まない）にかかる特許の純粋な更新料の総額は 4,715 ポンドに達し、LOR の承認を受けた場合は、当該特許の存続期間において 2,455.50 ポンドに減額される（これら費用の内訳は「第 2 章－表 1. LOR 宣言と共に承認された特許の更新料の減額」を参照）。したがって、この減額は、特許の最大存続期間について特許 1 件あたり 2,259.50 ポンドの UKIPO に対する更新料の損失をもたらすことになる。

現在、LOR 宣言が登録されている有効な特許は 9,138 件登録されており、これらの特許の存続期間における手数料の減額は最大で 2,064 万 7,311.00 ポンドに達する可能性がある。

上述のように、1989 年 1 月以降、LOR の承認を受けた特許は 166 万 1,431 件ある。したがって、理論的には、これらの特許の存続期間における手数料の減額は最大で 37 億 5,400 万 3,344.50 ポンドに達する可能性がある。

しかしながら、これらの計算は、各特許が付与され次第直ちに LOR の承認を受け、各特許の最大存続期間中、有効であることを前提としている。これは、LOR 宣言がその特許の存続期間中のうち数年しか申請されない可能性、LOR 宣言が撤回される可能性、又は特許がその最大存続期間の前に終了する可能性を考慮には入れていない。したがって、この「最大」の数値は単なる推測にすぎない。

第2章付属書－英国のLOR制度追加統計及び分析

第2章－表5. 各国際特許分類区分におけるLOR承認特許の数

IPC 区分	合計	構成比
<b>A.生活必需品</b> (農業、食料品、たばこ、個人用品又は家庭用品、健康、人命救助、娯楽)	712 件	7.80%
<b>B.処理操作、運輸</b> (分離、混合、成形、印刷、運輸、マイクロ構造技術、ナノテクノロジー)	2,021 件	22.11%
<b>C.化学、冶金</b> (化学、冶金、複合技術)	103 件	1.13%
<b>D.繊維、紙</b> (繊維、他に分類されない可とう性材料、製紙)	168 件	1.84%
<b>E.固定構造物</b> (建築物、地中又は岩石の削孔、採鉱)	76 件	0.83%
<b>F.機械工学、照明、加熱、武器、爆破</b> (機関又はポンプ、工学一般、照明、加熱、武器、爆破)	1,367 件	14.95%
<b>G.物理学</b>	2,521 件	27.58%
<b>H.電気</b>	2,170 件	23.74%

第2章－表6. 各IPC分類における英国LOR制度の利用上位企業

<b>A.生活必需品</b>	<b>LOR 付特許</b>
<b>LOR が承認された特許を 15 件以上有する事業体 (企業グループの複数のメンバーを含む)</b>	<b>の件数</b>

Koninklijke Philips N.V.	283 件
Miele & Cie. KG	225 件
本田技研工業株式会社	35 件
トヨタ自動車株式会社	27 件
Kenwood Limited	26 件
CNH Industrial Belgium nv／CNH Industrial Österreich GmbH／CNH Industrial Italia S.p.A.	25 件
International Business Machines Corporation	19 件
三菱電機株式会社	13 件
LOR が承認された特許が 10 件未満の事業体及び個人	59 件
<b><u>B.処理操作</u></b>	<b><u>LOR 付特許</u></b>
<b><u>LOR が承認された特許を 15 件以上有する事業体（企業グループの複数のメンバーを含む）</u></b>	<b><u>の件数</u></b>
トヨタ自動車株式会社／株式会社豊田自動織機／株式会社デンソー	850 件
PSA Automobiles SA／ PSA Peugeot Citroen Automobiles S.A.／ Peugeot Citroen Automobiles Société Anonyme／ Peugeot Citroën Automobiles SA	616 件
Land Rover／Jaguar Land Rover Limited	201 件
本田技研工業株式会社／Honda Research Institute Europe GmbH	91 件
International Business Machines Corporation (IBM)	41 件
NCR Corporation	37 件
Ford Global Technologies LLC／Ford Motor Company	27 件
豊田合成株式会社／豊田鉄工株式会社	24 件
三菱電機株式会社	21 件



Koninklijke Philips N.V.	18 件
住友理工株式会社／住友電装株式会社／住友電気工業株式会社	9 件
LOR が承認された特許が 10 件未満の事業体及び個人	86 件
<b><u>C.化学、冶金</u></b>	<b><u>LOR 付特許</u></b>
<b><u>LOR が承認された特許を 2 件以上有する事業体（企業グループの複数のメンバーを含む）</u></b>	<b><u>の件数</u></b>
トヨタ自動車株式会社	38 件
International Business Machines Corporation	20 件
ソニー株式会社／Sony Deutschland GmbH	4 件
住友理工株式会社／住友電気工業株式会社	3 件
PlasmidFactory GmbH & Co. KG	2 件
三菱電機株式会社	2 件
LOR が承認された特許が 2 件未満の事業体及び個人	34 件
<b><u>D.繊維、紙</u></b>	<b><u>LOR 付特許</u></b>
<b><u>LOR が承認された特許を有する事業体（企業グループの複数のメンバーを含む）</u></b>	<b><u>の件数</u></b>
Miele & Ciel. KG	164 件
Fisher & Paykel Appliances Limited	1 件
Vestel Beyaz Esgya Sanayi Ve Ticaret A.S.	1 件
International Business Machines Corporation	1 件
<b><u>E.固定構造物</u></b>	<b><u>LOR 付特許</u></b>
<b><u>LOR が承認された特許を有する事業体（企業グループの複数のメンバーを含む）</u></b>	<b><u>の件数</u></b>
三井金属アクト株式会社	13 件

Keller Grundbau GmbH/Keller Holding GmbH/KGS Keller Geräte & Service GmbH	7 件
About Time Design Limited	5 件
David William Beddoes	5 件
Hettich-Heinze GmbH & CO. KG	5 件
LOR が承認された特許が 2 件未満の事業体及び個人	41 件
<b><u>F.機械工学</u></b>	<b><u>LOR 付特許</u></b>
<b><u>LOR が承認された特許を 10 件以上有する事業体（企業グループの複数のメンバーを含む）</u></b>	<b><u>の件数</u></b>
トヨタ自動車株式会社/株式会社デンソー	554 件
PSA Automobiles SA/Peugeot Citroen Automobiles S.A.	351 件
三菱電機株式会社	192 件
本田技研工業株式会社	69 件
Miele & Cie. KG	57 件
Jaguar Land Rover Limited	30 件
Koninklijke Philips N.V.	11 件
LOR が承認された特許が 10 件未満の事業体及び個人	63 件
<b><u>G.物理学</u></b>	<b><u>LOR 付特許</u></b>
<b><u>LOR が承認された特許を 15 件以上有する事業体（企業グループの複数のメンバーを含む）</u></b>	<b><u>の件数</u></b>
International Business Machines Corporation (IBM)	1,224 件
Koninklijke Philips N.V.	387 件
ソニー株式会社/Sony Depthsensing Solutions SA/NV/ソニーモバイルコミュニケーションズジャパン株式会社/Sony Ericsson Mobile	168 件

Communications AB/Sony Deutschland GmbH/Sony France S.A./ Sony Europe Limited	
トヨタ自動車株式会社/豊田鉄工株式会社/株式会社デンソー	146 件
Ncr Corporation	113 件
三菱電機株式会社	82 件
Thomson Licensing/Thomson Licensing DTV	78 件
パイオニア株式会社	58 件
本田技研工業株式会社/Honda Research Institute Europe GmbH	36 件
パナソニック株式会社	36 件
Peugeot Citroën Automobiles SA	54 件
Miele & Cie. KG	14 件
Jaguar Land Rover Limited/Jaguar Land Rover/Land Rover	14 件
Softkinetic Sensors Nv/Softkinetic Software	11 件
LOR が承認された特許が 10 件未満の事業体及び個人	100 件
<b><u>H.電気</u></b>	<b><u>LOR 付特許</u></b>
<b><u>LOR が承認された特許を 15 件以上有する事業体（企業グループの複数のメンバーを含む）</u></b>	<b><u>の件数</u></b>
International Business Machines Corporation (IBM)	677 件
トヨタ自動車株式会社/株式会社デンソー	346 件
ソニー株式会社/Sony Ericsson Mobile Communications AB/ソニーモバイルコミュニケーションズ株式会社/Sony Depthensing Solutions SA/NV/NV/SONY EUROPE B.V.	325 件
Thomson Licensing DTV	181 件
三菱電機株式会社	158 件

Koninklijke Philips N.V./Philips Lighting Holding B.V.	155 件
PSA Automobiles SA/Peugeot Citroen Automobiles S.A.	50 件
Honda Research Institute Europe GmbH	46 件
Miele & Cie. KG	41 件
パナソニック株式会社	33 件
住友電装株式会社	31 件
パイオニア株式会社	16 件

## 第3章－アルバニアのLOR制度

Karapici & Associates (Raimonda Karapici 博士) からの情報提供

### 第1部－LOR制度の有無

アルバニアのLOR制度の対象となるIPRは以下のとおり。<sup>11</sup>

- 発明特許
- 実用新案
- 商標
- 意匠
- 地理的表示

アルバニアでは、LOR宣言は発明特許に関してのみ登録することができる。

### 第2部－アルバニア特許商標庁（GDPT）における登録のための形式要件

#### 2.1 特許

##### 2.1.1 特許－LOR宣言

LOR宣言は、次のような宣言書によって行われる。

- 特許権者は、適切な対価と引換えに、実施権者として当該発明を実施することをいづれの者にも許可する用意がある旨を、GDPTに対し書面（宣言書）により通知する。
- 宣言書その他、公的手数料は要求されない。
- 当該宣言書に基づいて、いづれの者も、実施規則に定める条件に従い実施権者として当該発明を実施する権利を有し、かつ、各暦年の末日に、当該発明の実施方法に関するデータを特許権者に情報を提供し個々の対価を支払う義務を負う。

---

<sup>11</sup> 「産業財産権」に関する法律第9947号（改正）第1章第1条

- 上記の宣言書は、独占的实施権が特許登録簿に登録されているか、又は当該実施権の登録請求がGDPTに提出されている場合は、効力を有しない。
- 上記の条件に基づいて取得された実施権は、契約上許諾された実施権として扱われるものとする。<sup>12</sup>

### 2.1.2 特許－実施許諾契約

- 実施許諾契約は、書面で作成され、両当事者が署名する。それ以外の場合は、無効とみなされる。
- 実施許諾契約は、特許出願又は特許を対象とすることができる。
- 実施権は、手数料の納付を条件として、特許登録簿に登録される。
- 実施許諾者は、実施許諾契約が特許登録簿に登録されている場合に限り、実施許諾契約について訴訟手続を提起する権利を有する。
- 特許出願又は特許の実施許諾は、特許登録簿への登録後に限り、第三者に対して効力を有する。それにも拘らず、登録前の許諾行為は、当該行為の日より後に当該特許に関する実施権を取得したが、当該実施権を取得した日に登録前の許諾行為について知っていた第三者に対しても効力を有する。
- 特許権者がアルバニア産業財産権法に従って関連手数料を納付せず、かつ、第三者に有利な実施権が特許登録簿に登録されている場合、GDPTは、当該手数料が納付されておらず、かつ、登録された実施権の有効性を維持するために、当該人（実施権者）が通知日から6ヵ月以内に当該手数料を納付することができる旨を実施権者に通知する。
- 実施権者の登録された実施権の確保について意見の相違がある場合、裁判所は、当該特許を実施権者に移転する旨を決定することができる。<sup>13</sup>

<sup>12</sup> 「産業財産権」に関する法律第9947号（改正）第6章第49条第1項及び第3項

<sup>13</sup> 「産業財産権」に関する法律第9947号（改正）第6章第46条

### 2.1.3 特許－特許の実施許諾契約の登録申請書の提出

アルバニア産業財産権法第 46 条に規定される、特許の実施許諾契約の登録申請書（様式）は、特許権者から GDPT に対し提出される。申請に際しては、申請者は次の書類を提出しなければならない。

- 各手数料の納付書類
- 特許権者の代理人により請求書が提出されたときの代理権の委任状
- （アルバニア語の）実施許諾契約（公正証書の形式をとらなければならない）

実施許諾契約の登録請求がこれらの要件を満たしていることを条件として、GDPT は、実施許諾契約を特許登録簿に登録し、申請者に通知し、かつ、当該実施権について産業財産権公報にて公告する。<sup>14</sup>

## 2.2 商標

### 2.2.1 商標－実施許諾契約

アルバニアにおいて商標に関して LOR 宣言を登録するための規定は存在しない。

- 標章は、それが登録された商品又はサービスの一部又は全部について実施許諾を受けることができる。
- 実施権は、独占的实施権又は非独占的实施権とすることができる。
- 実施許諾契約は、GDPT に提出されるが、これは両当事者により署名された書面による。
- 実施許諾された標章の所有者は、その期間、標章を使用することができる形態、実施権が交付された商品又はサービスの範囲、標章が使用された地域、又は生産された製品もしくは実施権者により確保されたサービスの品質について、契約に定めら

---

<sup>14</sup> 「特許及び実用新案規則」の決定第 1707 号（改正）、第 15 章

れた条件に違反する実施権者に対して、標章の登録によって付与される権利を行使することができる。

- 実施許諾契約において、その期間、標章を使用することができる形態、実施許諾された商品又はサービスの範囲、標章が使用される地域、又は生産された製品もしくは実施権者により確保されたサービスの品質について、実施許諾者が実施権者に対し課す義務が定められていない場合、当該実施許諾契約は効力を有さない。
- 実施許諾契約は、それが標章登録簿に登録されていない場合は、法的効力を有さない。
- 実施許諾契約の規定に影響を与えることなく、実施権者は、実施許諾者が同意した場合に限り、商標侵害訴訟を提起することができる。ただし、実施許諾者が、正式な通知の後、適切な期間内に侵害訴訟を提起しない場合、独占的实施権者は、当該訴訟を提起することができる。
- 実施権者は、自己が被った損害の賠償を受けるために、実施許諾者が提起した侵害訴訟に第三者として参加する権利を有する。<sup>15</sup>

### 2.2.2 商標－商標の実施許諾契約の登録請求書の提出

商標の実施許諾契約の登録請求は、商標登録簿の変更の登録様式により提出され、その様式においては、次の事項を明記する。

- 両当事者が署名し、公正証書となった実施許諾契約
- 実施許諾期間
- 実施権者による商標の使用の規則
- 実施許諾される商品及び／又はサービス
- 実施許諾される商標が使用される地域
- 生産される商品又は提供されるサービスの品質

---

<sup>15</sup> 「産業財産権」に関する法律第 9947 号（改正）第 25 章第 163 条第 1 項から第 5 項まで



- 実施許諾契約に定められた条件の履行のために実施権者に課す義務
- 実施権の種類：独占的实施権又は非独占的实施権<sup>16</sup>

## 2.3 意匠

### 2.3.1 意匠－実施許諾契約

アルバニアにおいて意匠に関する LOR 宣言を登録するための規定は存在しない。

- 実施許諾契約は、書面で作成され、契約当事者により署名したものでなければ無効である。
- 実施権は、独占的实施権又は非独占的实施権とすることができる。
- 意匠権者は、許諾期間、意匠を使用することができる形態、実施許諾される製品の範囲及び実施権者が生産する製品の品質に関して、実施許諾契約の規定に違反する実施権者に対して、意匠登録により付与される権利を行使することができる。
- 実施許諾契約は、GDPT、意匠登録簿において、一定の関税に対して登録される。
- 実施権者は、意匠登録簿に登録された後に限り、実施許諾契約に関して訴訟を開始する権利を有する。
- 実施許諾契約の規定に影響を及ぼすことなく、実施権者は、実施許諾者が同意した場合に限り、意匠侵害訴訟を提起することができる。ただし、たとえ実施許諾者の同意がない場合であっても、実施許諾者が訴訟を提起するよう通知を受けた後もお適切な期間内に侵害訴訟を提起しないときは、独占的实施権者は当該訴訟を提起することができる。
- 実施権者は、自己が被った損害の賠償を得るために、実施許諾者が提起した侵害訴訟に参加する権利を有する。<sup>17</sup>

---

<sup>16</sup> 「商標規則」に関する決定第 315 号（改正）、第 7 章、第 34 条、第 6.3 項

<sup>17</sup> 「産業財産権」に関する法律第 9947 号（改正）第 19 章第 129 条第 1 項から第 2 項まで

### 2.3.2 意匠－申請書の提出

実施許諾契約の登録は、次のデータが示されている申請書（様式）から成る。

- 両当事者が署名し、公正証書化された実施許諾契約
- 実施許諾の期間
- 実施権者による意匠の使用の方式
- 実施権者が生産する製品の一覧表及び品質
- 実施許諾された意匠が使用される地域
- 実施許諾契約に定められた条件の履行のために実施許諾者が実施権者に課す義務
- 実施権の種類：独占的实施権又は非独占的实施権<sup>18</sup>

## 第 3 部－GDPT での登録取得のための時期要件

実施許諾契約の対象は、特許出願又は付与された特許でもよいが、LOR 宣言は、特許付与後にのみ登録することができる。<sup>19</sup>

登録された実施権の有効性に関して、特許権者が更新料を納付せず、かつ、第三者に有利な実施権が特許登録簿に登録されている場合は、アルバニア産業財産権法第 41 条に従って、GDPT は、当該不納について実施権者に通知する。この通知は更新料の支払期限の 8 週間前までに行われるものとし、登録された実施権の有効性を維持するために、実施権者は通知日から 6 ヶ月以内に料金を支払わなければならない。<sup>20</sup>

## 第 4 部－GDPT での LOR 宣言登録の影響

### 4.1 手数料

---

<sup>18</sup> 「意匠規則」に関する決定第 270 号（改正）第 6 章第 22 条第 6.4 項

<sup>19</sup> 「産業財産権」に関する法律第 9947 号（改正）第 6 章第 46 条第 2 項から第 3 項まで

<sup>20</sup> 「特許及び実用新案規則」に関する決定第.1707 号（改正）第 16 章第 4 項

特許権者が、適切な対価と引換えに、実施権者として当該発明を実施することをいずれの者にも許可する用意がある旨を、GDPT に対し宣言書により通知した場合、当該宣言書の受領後に納付期限が到来する更新料は、50%減額される。

上記の宣言書は、独占的实施権が特許登録簿に登録されているか、又は当該実施権の登録請求が GDPT に提出されている場合は、効力を有しない。

当該宣言書に基づいて、いずれの者も、実施規則に定める条件に従い実施権者として当該発明を実施する権利を有し、かつ、各暦年の末日に、当該発明の実施方法に関する情報を特許権者に情報を提供し個々の対価を支払う義務を負う。上記の条件に基づいて取得された実施権は、契約上許諾された実施権として扱われる。<sup>21</sup>

#### 4.2 権利侵害及び権利侵害に対する行動する権利

アルバニアの産業財産権法に基づく権利侵害訴訟を裁判所に提起する権利は、特許又は特許出願についての独占的实施権者、及び意匠又は商標の実施権者に帰属する。

実施権者が特許又は特許出願について独占的实施権を有する場合において、特許権者又は特許出願の権利者が、実施権者による正式通知の後、合理的な期間内に侵害に対する訴訟手続を開始しないときは、当該実施権者は、訴訟手続を開始する権利を有する。

特許の実施権が非独占的实施権である場合は、実施権者は、その特許権者又は特許出願人が同意する場合に限り、侵害に対して訴訟を提起することができる。特許権者又は特許出願人は、実施権者が提起した侵害訴訟に参加する権利を有する。

---

<sup>21</sup> 「産業財産権」に関する法律第 9947 号（改正）第 6 章第 49 条第 1 項、第 2 項、第 4 項

侵害に対する裁判が特許権者により開始された場合、実施権者は、第三者として裁判に参加する権利を有する。<sup>22</sup>

ただし、LOR 宣言の登録は、LOR に基づき実施権者が非独占的实施権のみを有するという事実以外は、権利行使能力に特別な影響を及ぼすものではなく、したがって特許権者の同意を得た訴訟にのみ参加することが認められる。

#### 4.3 権利侵害の場合の手続

1. アルバニア産業財産権法第 184/a 条（1c）で言及する者は、以下を請求する権利を侵害する者に対して訴訟を提起する権利を有する。
  - a) 第 184/a 条に規定する者の権利を侵害する商品又はサービスの禁止
  - b) 主に権利を侵害する商品又はサービスの創作又は生産のために使用される材料、設備、器具及び工具の民生用の流通からの撤去又は阻止
  - c) 模倣品の場合、当該商品の上市を許可する例外的な場合を除き、当該商品に付された標章を単に除去又は分離するだけでは不十分である
  - d) 裁判所の定める方法に従い、当該違反を犯した者の費用負担で、裁判所の最終決定を公報に公告すること
  
2. 裁判所は、特別な理由がある場合を除き、第 4.3 項第 1 号（b）及び（c）に規定する措置を侵害者の費用で実施するよう命じる。裁判所は、第 1 号（b）及び（c）の措置の請求の審査に当たっては、違反行為の重大性と命令に係る措置との釣り合い及び第三者の利益との釣り合いを評価する。

---

<sup>22</sup> 「産業財産権」に関する法律第 9947 号（改正）第 32 章第 184/a 条第 1c 項、第 3 項

3. 本第4.3項の第1号(a)に記載された措置は、自身のサービスが第三者によって産業財産権を侵害するために使用される仲介人に対しても講じることができる。
4. 権利侵害訴訟は、原告が侵害を知った日及び侵害者を知った日から3年以内に、裁判所に提起しなければならない。<sup>23</sup>

#### 4.4 損害賠償

侵害者は、原告に生じたすべての損害について責任を負う。

裁判所は、別段の定めがある場合を除き、施行法の規定に従い、補償措置を決定する。裁判所は、補償措置を決定するに当たり以下を行う。

- a) 被害者が被った実際の損害（逸失利益を含む）、不正競争によって侵害者が得た不当利益、及び場合によっては、違反、商号又は名誉の侵害等により権利者に生じた倫理的な損害を考慮すること。
- b) 裁判所は、事件の事実に応じて、侵害者が当該産業財産権の行使の許諾を求めた場合に担保すべき利益又は受領すべき利益を計算して、損害の即時の賠償を命ずることができる。<sup>24</sup>

### 第5部 – LOR 宣言の取下げ又は撤回

特許権者は、適切な対価と引換えに、実施権者として当該発明を実施することをいずれの者にも許可する用意がある旨の宣言書を GDPT に登録することができる。

特許権者は、当該発明を実施する意思を特許権者に通知した者がいないことを条件として、GDPT に書面通知することにより、いつでも当該宣言を取り下げる権利を有する。

---

<sup>23</sup> 「産業財産権」に関する法律第9947号（改正）第32章第184/b条

<sup>24</sup> 「産業財産権」に関する法律第9947号（改正）第32章第184/c条

上記の宣言書は、独占的実施権が特許登録簿に登録されている限り、又は当該実施権の登録が GDPT に対して請求されている間は、効力を有さない。<sup>25</sup>

さらに、特許規則には、宣言の撤回の影響に関する法的手続は存在しない。

## 第 6 部 – LOR 制度に基づく実施権者の候補者の要件

アルバニア産業財産権法第 49 条第 1 項に加えて、何人も、施行規則に定める条件に従い、実施権者として当該発明を実施する権利を有する。これまでのところ、いかなる規制も制定されていない。直接の連絡は GDPT 経由で行う。

## 第 7 部 – IPO 及び実施許諾条件に関する紛争解決

GDPT は、特許権者と実施権者の候補者との間に意見の相違又は紛争が生じた場合、いかなる紛争解決手続も提供しない。この問題に関する法的な規定はない。

実施権者の登録された権利を確保することについて意見の相違がある場合に、裁判所は、特許を実施権者に移転することを決定することができる機関である。<sup>26</sup>

## 第 8 部 – アルバニアの LOR 制度と統一特許裁判所との関係

UP 制度は、欧州連合加盟国にのみ適用されており、アルバニアは欧州連合加盟国ではないため、アルバニアと単一効特許条約の間には何の関係もない。

## 第 9 部 – GDPT : 統計

GDPT には、産業財産権の対象物の登録を担当する SAPI と呼ばれる登録簿がある。

---

<sup>25</sup> 「産業財産権」に関する法律第 9947 号（改正）第 6 章第 49 条第 1 項から第 3 項まで

<sup>26</sup> 「産業財産権」に関する法律第 9947 号（改正）第 6 章第 46 条第 5 項

SAPI とは、ライセンス・オブ・ライトの宣言も登録されている産業財産権に関する有効な法律に従って、アルバニア共和国内の現地又は外国の個人又は事業体により提出された産業財産権の対象物に関連するすべての請求を含め、産業財産権対象物のデータを収集し処理する唯一の登録簿を表す。<sup>27</sup>

アルバニア産業財産権総局との共同研究によれば、調査結果は以下のとおり。

- 登録された LOR 宣言の数：なし
- 対応する IPR（例えば、薬事特許又は電気通信特許）の詳細：なし
- IPR に関する申告書を登録することにより、LOR 制度を最大限に活用している企業及び業種（制度の上位 10 の利用者）：なし
- 国内 IPO において想定される収益の変化：なし

---

<sup>27</sup> 「産業財産権」に関する法律第 9947 号（改正）第 31/a 章、第 183/a 条及び第 183/b 条

## 第4章－ブルガリアの LOR 制度

Iskra Christova & Partners Ltd.から提供された情報

### 第1部－LOR 制度の有無

ブルガリアの LOR 制度は、未登録特許及び登録特許のみを対象としている。LOR 制度は、実用新案又はその他の IPR に関しては適用されない。

### 第2部－ブルガリア知的財産庁 (BGIPO) における登録のための形式要件

LOR を登録するためには、特許及び実用新案登録に関する法律第 30 条従って宣言書を提出する必要がある。BGIPO が定める、LOR の登録のための特定の様式がある。宣言書は、BGIPO に送付されなければならない。宣言書を提出するための手数料は存在しない。

特許及び実用新案登録に関する法律の関連文は、以下を参照。

#### 第 30 条

(1) (付則 SG 66/02 (修正) – SG, 92/20) 出願人又は特許権者からの請求により、かつ、出願人が当該発明についての独占的实施権をまだ付与していないことを条件として、当該発明は、一回限り公衆の使用のために提供することができる。

(2) (修正 – SG 92/20) 出願人又は特許権者の請求にあたっては、公正な手数料を納付する義務と引換えに、非独占的实施権に基づいて当該発明を実施することをいずれの者にも許可する旨の陳述を含まなければならない。

(3) 前項に規定する陳述は、特許庁の公報に掲載しなければならない。

(4) 実施権者は、特許権者に通知することにより、いつでも書面により実施権を放棄することができる。

(5) 特許性のある発明を実施許諾用意制度 (法律の運用による実施許諾) の下に置くことは、既に納付されているものを除き、年間特許料を 50%減額することにつながる。



(6) 特許権者はいつでも、実施許諾用意の終了（法律の運用による実施許諾）を  
書面で請求することができる。実施許諾用意の陳述の撤回は、特許庁の公報に公告  
されるものとし、かつ、前項に規定する権利を喪失することとなる。

(7) 実施許諾用意の撤回は、既に付与され又は請求された実施権に関しては効力  
を有するものではない。

### 第3部－BGIPOでの登録取得のための時期要件

LORは、いつでも登録することができ、特許の付与に先立って登録することもできる。手  
続は、付与された特許及び特許出願についても同一である。

### 第4部－BGIPOでのLOR宣言登録の影響

登録されたLOR宣言を有する特許に関しては、手数料は50%減額される。

手数料の減額は遡及的には適用されない。

### 第5部－LOR宣言の取下げ又は撤回

特許権者又は出願人は、LORの宣言をいつでも撤回することができる。過去に減額された  
手数料を遡及的に支払うことはない。宣言の撤回のための様式は存在しない。撤回の請求  
は、BGIPOに送付する必要がある。LOR宣言の撤回には手数料はかからない。

### 第6部－LOR制度に基づく実施権者の候補者の要件

実施権者の候補者の申出手続きに関する要件はない。所定の様式は存在しない。IPR保有  
者に直接連絡することができる。宣言書の提出に関する情報は、BGIPOの公報に公表され  
る。実施権者の候補者は、公報を確認することができ、そこから必要な情報を入手するこ  
とができる。

## 第 7 部 – IPO 及び実施許諾条件に関する紛争解決

IPR 保有者と実施権者の候補者との間に意見の相違又は紛争が生じた場合の紛争解決手続はない。

## 第 8 部 – ブルガリアの LOR 制度と統一特許裁判所との関係

更新料について、UP は 15% の削減を、ブルガリア特許実用新案法は 50% の削減を規定している。

## 第 9 部 – BGIPO : 統計

### 9.1 BGIPO 登録簿の公表状況及び内容

登録された LOR を記載した専用の BGIPO 登録簿はない。

### 9.2 現在登録されている LOR 宣言

総数は不明。

### 9.3 LOR 宣言の年間申請件数

LOR 宣言の件数は非常に少数である。各公報における、特許及び実用新案法第 30 条による当該宣言の公表は、1 件から 5 件。

### 9.4 LOR 制度を最大限に活用している企業

LOR 制度を最大限に活用している企業は、主にブルガリア科学アカデミー研究所、自然人、及び零細法人を中心とする国有企業である。

### 9.5 LOR 制度を最大限に活用している業種

主な技術分野はエレクトロニクス及び電気工学。また、農業分野においても登録された LOR 宣言がある。

## 9.6 BGIPO において想定される収益の変化

LOR 宣言の件数は非常に少数であり、BGIPO において収益に大きな変化はない。

## 第 5 章 – チェコ共和国の LOR 制度

Korejzova Legal vos から提供された情報

### 第 1 部 – LOR 制度の有無

チェコ共和国の LOR 制度は、特許及び有効化された欧州特許のみを対象としている。

### 第 2 部 – チェコ共和国 IPO (IPO CZ) における登録のための形式要件

特定 IPR (すなわち、特許又は有効化された欧州特許) に対する LOR 宣言を登録するための形式要件には、書面による (電子的な) 様式が含まれる。

登録申請は、IPO CZ のウェブサイト上で入手可能な電子様式により行われ、特許権者 (出願人) 又はその代理人 (当該代理人は、特許権者又は出願人が単に署名した委任状を IPO CZ に提供する) が申請することができる。

LOR 宣言の登録申請は無料 (事務手数料不要)。

### 第 3 部 – IPO CZ での登録取得のための時期要件

発明及び合理化提案に関する法律第 527 号 1990 年第 19 条によれば、LOR 宣言は特許付与前に登録することができる。

### 第 4 部 – IPO CZ での LOR 宣言登録の影響

発明及び合理化提案に関する法律第 527 号 1990 年第 19 条によれば、特許権者が実施許諾を申し出た特許の有効性の維持においては、半額の手数料のみ課される。

経験則からいえば、救済の執行の場合には影響はない。発明を実施する権利を有する者がいるという事実によって、LOR 制度に基づいて付与される実施権の価値に関して対価を得るという特許権者の権利が損われるものではない。

## 第5部－LOR宣言の取下げ又は撤回

発明及び合理化提案に関する法律第 527 号 1990 年第 19 条によれば、出願人又は特許権者が、発明を実施する権利をいずれの者にも申し出る用意がある旨を IPO CZ に宣言した場合（実施許諾の申出）、当該実施許諾の申出の宣言は取消不能である。

## 第6部－LOR制度に基づく実施権者の候補者の要件

チェコの法律によれば、実施許諾の申出を受諾し、特許権者又は出願人に書面で事実を通知する者は、発明を実施する権利を有する。これらの事実に基づいて、通知（受理）は、書面で、かつ、特許権者又は出願人に直接行われることが明確に意図されている。IPO CZ は、受諾のプロセスには関与していない。

## 第7部－IPO及び実施許諾条件に関する紛争解決

IPR 保有者と実施権者の候補者との間に紛争が生じた場合に IPO CZ が提供する紛争解決手続はない。

法の運用により、IPR の執行に関する訴訟は、プラハ市裁判所の知的財産専門議会によって取り扱われる。

## 第8部－チェコ共和国のLOR制度と統一特許裁判所との関係

これまでのところ把握している相違点は以下のとおり。

- UP の更新料は、適切な対価と引換えに、自己の発明を実施権者として実施することをいずれの者にも許可する用意が UP 権者にある旨の陳述書を受領した後に納付期限が到来するものについては、15%減額される（チェコ共和国においては、本

章の第4部で論じられているように、この減額は50%)。更新料の遅延納付のための追加手数料は、減額された更新料に基づいて計算される。

- 特許権者は、EPO にその旨の通知を提出することにより、いつでも陳述書を撤回することができる。当該撤回は、更新料が減額された金額が EPO に支払われた場合にのみ効力を生じる。撤回は、専用の EPO 様式を用いて提出することが望ましい。(チェコ共和国では不可)
- (チェコ共和国と異なり、実施許諾の申出が取消不能の場合) 当該陳述書が撤回されない限り、UP 保護登録簿への独占的实施権の登録請求は、LOR 宣言書が提出された後は、もはや認められない。

## 第9部 – IPO CZ：統計

チェコ共和国には「ライセンス・オブ・ライト (LOR) 登録簿」は存在しないため注意が必要。

実施権登録を検索することにより、登録された実施権の対象である特許の詳細を閲覧し、次に LOR 宣言が登録されている公報を相互参照することができる。ただし、公表されたデータから関連する統計を作成することはできない。

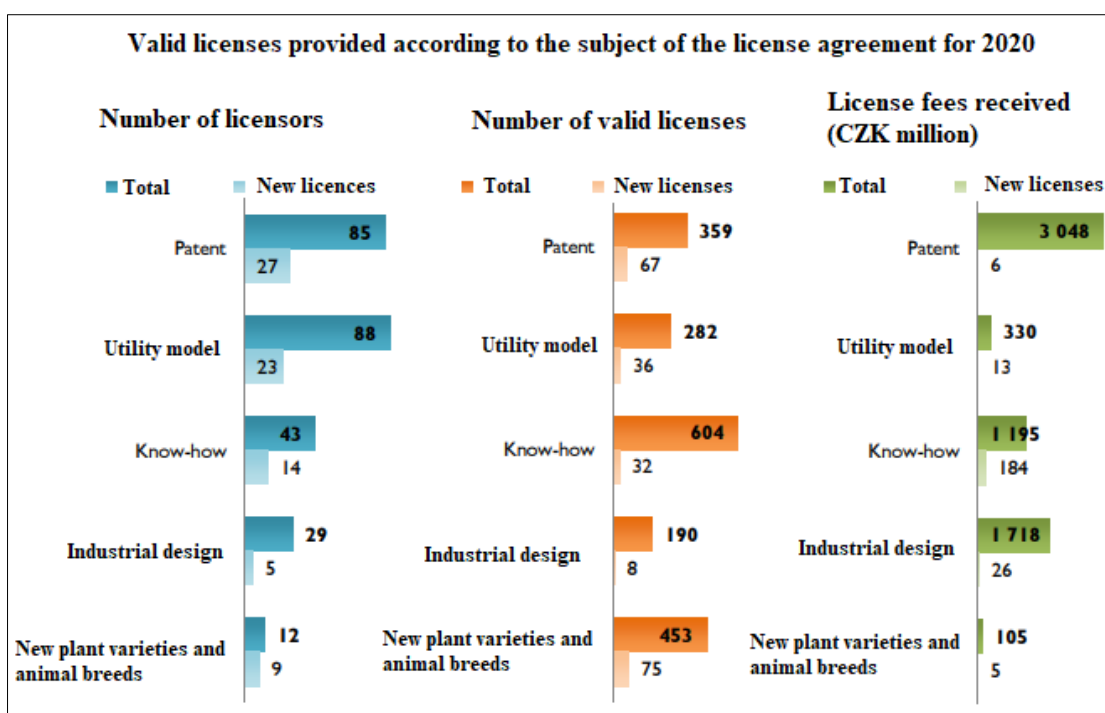
チェコ統計局は、登録された特許実施権全般に関する統計を公表している。ただし、以下に示す数値は、両当事者間で交渉され締結された登録された実施許諾契約について、事前に登録された LOR 宣言があるものか無いものかを区別していないことに留意する必要がある。

そのような状況ではあるが、2020 年公表版（2021 年版は現時点では入手できない）を以下で確認できる。統計に関する照会には厳密には関係ないが、これらは何らかの訳に立つ可能性がある。<sup>28</sup>

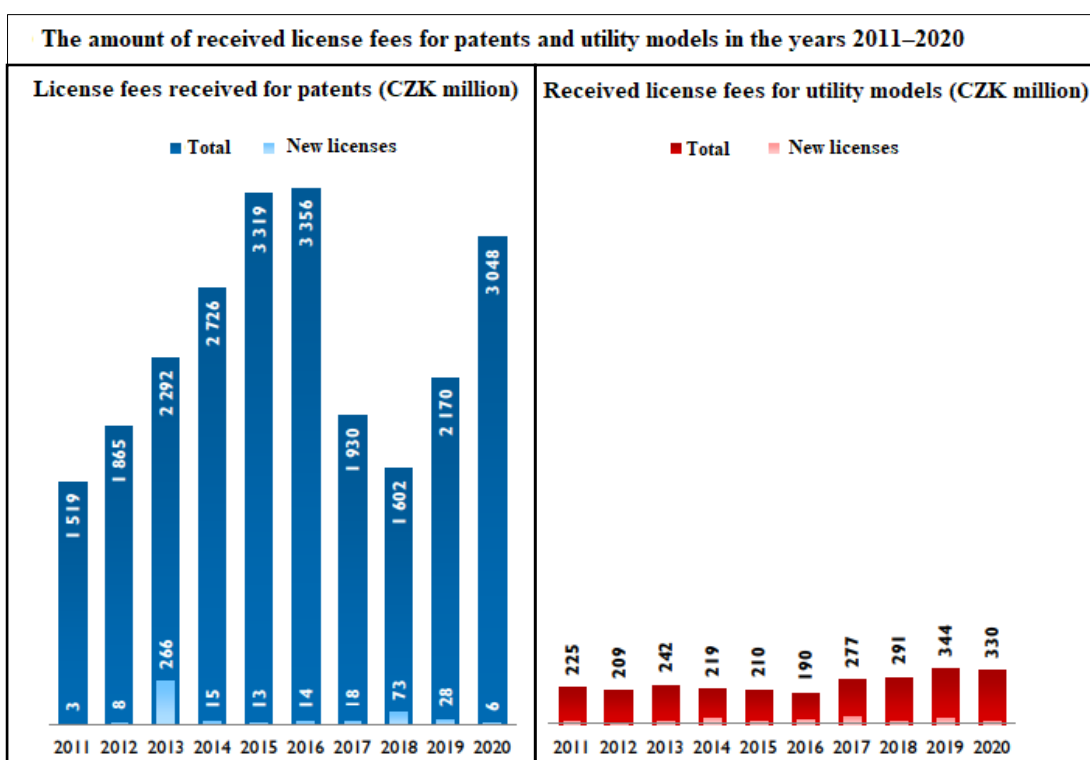
---

<sup>28</sup> Licence na Předměty Průmyslového Vlastnictví (知的財産権の実施許諾) Český Statistický Úřad  
<https://www.czso.cz/documents/10180/143060179/21300221.pdf/c66dc555-0edc-42e2-8301-42184244c2ac?version=1.5>

第5章-図1. 2020年実施許諾契約の主題に従って提供された有効な実施権

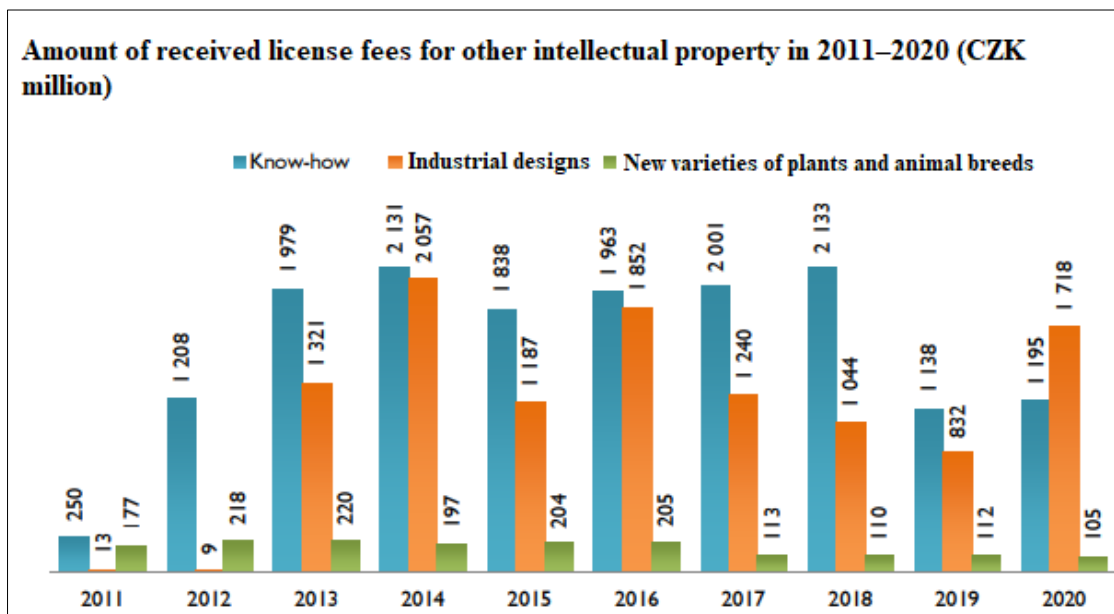


第5章-図2. 2011年から2020年までの特許・実用新案実施料の受領額





第5章-図3. 2011年から2020年までの他の知的財産権の実施料の受領額（百万チェコ  
 コルナ）



第5章-表1. 2020年の特許・実用新案の実施許諾（チェコ統計局（Český Statistický  
 Úřad）集計）

*Sold patent and utility model licenses by CZ-NACE of the providing enterprises in 2020*

Group of branches	Patent licenses				Utility model licenses			
	Number of licenses		License fees (CZK thous.)		Number of licenses		License fees (CZK thous.)	
	Total	incl.: new	Total	incl.: new	Total	incl.: new	Total	incl.: new
Agriculture	1	1	50	50	-	-	-	-
Industry	52	3	69 737	69	103	10	293 097	10 210
Construction	3	-	40	-	12	-	2 372	-
Services sector	81	15	47 463	2 246	50	5	19 844	221
from which Research and Development	23	4	5 000	5	14	2	19 527	-
<b>Total</b>	<b>137</b>	<b>19</b>	<b>117 290</b>	<b>2 365</b>	<b>165</b>	<b>15</b>	<b>315 313</b>	<b>10 431</b>

Source: CZSO, Lic 5-01

## 第6章－ドイツのLOR制度

Mewburn Ellis LLP により提供された情報

### 第1部－LOR制度の有無

ドイツでは、LOR宣言は国内特許では利用可能だが、商標、実用新案又は意匠には利用できない。商標については、実施権を付与するか又は商標を販売する拘束力のない意思を登録することができる。したがって、以下の報告書は、主として特許に焦点を当て、該当する場合は、商標について厳選された追加情報を提供する。

### 第2部－DPMAにおける登録のための形式要件

#### 2.1 特許－任意LOR宣言－§ 23 PatG

特許出願又は特許についてLOR宣言を登録するためには、出願人又は所有者は、ドイツ特許商標庁（DPMA）に対して、合理的な報酬と引き換えに発明に関する実施権付与が可能である旨を特許出願又は特許の特許登録簿に登録するよう宣言しなければならない。当該宣言は、いつでも行うことができる。これは、DPMAに提出されたドイツ国内特許出願及びDPMAによって付与されたドイツ国内特許、ならびにドイツにおいて有効性が確認された後のEP特許に適用される。任意実施許諾は、LOR宣言後に提出される潜在的な分割出願、ならびに追加及びSPCの特許に適用される。

宣言は、書面で、すなわち手書きの署名を付して提出する必要がある。ファックスによる宣言は認められないが、例えばDPMAの電子ファイリングシステムを使用する場合など、電子署名の使用は認められる。

#### 2.2 商標－任意LOR宣言－§42c MarkenV

商標出願の出願人又は登録簿に登録された商標の所有者は、DPMA に対し、実施権を付与するか又は商標を販売する拘束力のない意思を書面で宣言することができる。当該宣言は、いつでも行うことができる。

### 第 3 部 – DPMA での登録取得のための時期要件

#### 3.1 特許

出願人又は特許所有者は、付与前を含め、いつでも LOR 宣言を提出することができる。ただし、LOR 宣言は、特許登録簿に登録された独占的实施権がなく、かつ、当該登録が要求されていない限り、登録することができる。同様に、独占的实施権は、LOR 宣言が存在しない場合に限り、特許登録簿に登録することができる。

#### 3.2 商標

商標出願人又は商標所有者は、登録前を含め、何時でも実施権を付与する拘束力のない意思を提出することができる。ただし、かかる宣言は、商標登録簿に独占的实施権が登録されておらず、かつ、当該登録が要求されていない場合に限り、登録することができる。

### 第 4 部 – DPMA での LOR 宣言登録の影響

#### 4.1 特許

LOR 宣言が登録された場合、宣言後に支払うべき更新手数料は、LOR 宣言がなされなかった場合に支払うべき金額の半額である。（§23 (1) PatG）

LOR 宣言が一旦登録されると、発明を使用する意向の第三者は、出願人又は所有者に連絡する必要がある。本情報説明書は、発明の使用方法を含む。本情報説明書を提出した後、第三者は、その発明の使用を開始することが認められる。（例えば、（§23 (3) PatG））

通知を行う当事者は、四半期ごとに行われる使用に関する情報を出願人又は所有者に提供し、この使用に対する報酬を支払う義務を負う。第三者が合理的な期間内にこの義務を履行しない場合、権利保有者は、猶予期間が経過した後のさらなる使用を禁止することができる。（§ 23 Abs. 3 S. 5, 6 PatG）

報酬は合理的なものでなければならず、法律ではそれ以上の詳細は規定されていない。決定は、通常、関係当事者に委ねられる。関係当事者が同意しない場合、それらの各々は、DPMA による決定を得ることができる。

#### 4.2 商標

実施権を付与する拘束力のない意思是、情報提供のみを目的としており、それ以上の効力を有しない。

### 第 5 部 – LOR 宣言の取下げ又は撤回

#### 5.1 特許

LOR 宣言は、第三者が発明の使用を希望する旨を示さない限り、いつでも撤回することができる。撤回は、DPMA に提出される書面の要求である必要がある。出願人又は所有者は、更新手数料の差額を 1 ヶ月以内（割増手数料なしの場合。割増手数料を支払う場合はさらに 4 ヶ月以内）に返還する必要がある。不払いは、特許又は特許出願の失効をもたらす（§ 23 (7) PatG）。

#### 5.2 商標

実施権を付与する拘束力のない意思是、書面による要求によりいつでも撤回することができる。

## 第 6 部 – LOR 制度に基づく実施権者の候補者の要件

### 特許

登録簿に宣言が記入された後は、第三者は、出願人又は所有者に通知することにより、特許により保護された発明を使用する権利を取得することができる。通知は、書面によって出願人又は所有者に宛てる必要があり、また、発明の使用方法を示す。表示は、発明を使用する許可の内容及び範囲を決定する。更新通知により変更することができる。

## 第 7 部 – IPO 及び実施許諾条件に関する紛争解決

### 特許

DPMA は、当事者の一方の要求により、上訴可能な決定によって適切な実施料の金額を設定することができる。DPMA は、実施料を支払う必要があるかどうか、すなわち、発明が実際に使用されるかどうかを決定しない。実施料の金額の決済を申請するための手数料は、60 ユーロである (§23 (4)及び(5) PatG)。

決定された報酬が明らかに不合理であると思われる状況が生じた場合、早ければ 1 年後に決定の変更を請求することができる (§23 (5) PatG)。

あるいは、実施料の金額は、裁判所において決定することができる。さらに、DPMA の決定に対しては、その後の訴訟で上訴し、再審理することができる。

## 第 8 部 – ドイツの LOR 制度と統一特許裁判所との関係

LOR 宣言は、EPO に UP に関して提出することができる。宣言を受けた後、更新手数料は 15% 減額される。

保有者は、EPO にその旨を通知することにより、いつでも宣言を撤回することができる。ただし、撤回は、更新手数料の減額金額が EPO に返済されるまでは効力を生じない。

## 第9部 – DPMA：統計

### 9.1 特許

DPMA は、LOR 宣言が登録されている特許を直接検索することができる検索可能な公開データベースを提供していない。それゆえ、要求された統計解析を実施することは不可能である。しかしながら、ドイツ特許法の代表的な教科書である「Patentrecht」第8版<sup>29</sup>の作成の過程で、2020年1月に実施されたドイツ特許登録の様々な検索では、1992年から2017年までに合計8万4,610件のLOR宣言が確認されている。年間の件数は約4,900件（2000年）から768件（2017年）で、年平均は3,254件であった。

過去10年間で、件数は大幅に、当初は年約1,000件減少し、4,267件（2005年）から2,900件（2010年）に減少した。その後、再び1,793件（2015年）の宣言から、2017年には768件の実施権供与準備完了宣言へと大幅に減少した。

DPMA への明示的な照会に続いて、さらに限定的な統計が提供され、下記の「第6章 – 表1. LOR 及び実施権を付与する拘束力のない意思」に含まれている。

### 9.2 商標

特許と同様に、DPMA は検索可能なデータベースを提供しない。ただし、実施権供与意思の宣言の登録に関する簡潔な陳述は、商標セクションに含まれている。<sup>30</sup> DPMA によれば、ほぼ2万件の商標事案には、実施権の宣言及び／又は商標の販売申し出が含まれている。ただし、所有者とそれ以上の者との間で記録された実施権を示しているのは71件のみである。

---

<sup>29</sup> Lehrbuch zum deutschen und europäischen Patentrecht und Gebrauchsmusterrecht、第8版2021年12月10日、C.H.BECK、Christoph Ann 及び Lena Maute 著

<sup>30</sup> [https://www.dpma.de/english/trade\\_marks/trade\\_mark\\_protection/mamog/licences/index.html](https://www.dpma.de/english/trade_marks/trade_mark_protection/mamog/licences/index.html)

DPMA への明示的な照会が続いて、さらに限定的な統計が提供され、以下の、「第 6 章－表 1. LOR 及び実施権を付与する拘束力のない意思に関する DPMA 統計」に含まれている。

第 6 章－表 1. LOR 及び実施権を付与する拘束力のない意思に関する DPMA 統計

年	実施権（商標）を付与する拘束力のない意思	LOR 宣言 acc.Ro セクション 23 PatG
2014 年	2,150 件	4,311 件
2015 年	1,738 件	5,355 件
2016 年	1,836 件	4,485 件
2017 年	1,582 件	5,371 件
2018 年	1,535 件	5,736 件
2019 年	1,513 件	7,077 件
2020 年	1,421 件	6,838 件

## 第7章－ギリシャの LOR 制度

Dr. Helen G. Papaconstantinou & Partners により提供された情報

### 第1部－LOR 制度の有無

LOR 制度は、特許、実用新案及び工業意匠についてのギリシャの法律により提供される。

商標に関する関連規定は存在しない。

### 第2部－ギリシャ特許庁（ギリシャ PO）における登録のための形式要件

特定された IPR に対する LOR 宣言をギリシャ PO に登録するために必要な唯一の手続きは、適切な対価の見返りとして独占的又は非独占的实施権者として自己の発明を使用することを何人にも認める用意があることに明示的に言及する IPR 所有者の声明を提出することである。

当該宣言に関する具体的な公式の様式はなく、登録は無料である。

### 第3部－ギリシャ PO での登録取得のための時期要件

LOR 宣言の登録時期に関する規定はないが、実施権自体の登録は、権利の付与が未だ係属中であっても、知的財産権の存続期間内はいつでも実施することができる。

LOR 宣言が一旦登録されると、それは2年の期間を有し、IPR 保有者の費用負担なしで定期的に変更することができる。

### 第4部－ギリシャ PO での LOR 宣言登録の影響

年次更新手数料が支払われるべき特許及び実用新案に関して、ギリシャ PO は、LOR 宣言の有効期間中に支払われる手数料に対して 40%の割引を提供する。



5年ごとに更新可能な工業意匠に関しては、40%の割引が比例的に適用される。

侵害の場合に IPR 保有者に対するいかなる制限も法律によって定められていない。

#### 第5部－LOR 宣言の取下げ又は撤回

所有者は、ギリシャ PO にその旨の連絡を提出することにより、いつでもその宣言を撤回することができる。

ただし、当該撤回は、更新手数料の減額金額がギリシャ PO に支払われた場合にのみ、効力を生じる。

#### 第6部－LOR 制度に基づく実施権者の候補者の要件

法律は、潜在的实施権者及び／又は IPR 権原所有者が従うべき手続についての詳細を規定しておらず、所定の様式も存在しない。

ギリシャ PO は手続に介入せず、潜在的实施権者は直接知的財産保有者に連絡することが求められる。

#### 第7部－ギリシャ PO 及び実施許諾条件に関する紛争解決

ギリシャ PO は、いかなる紛争解決手続も提供せず、いかなる方法でも IPR 保有者と潜在的实施権者との間の交渉又は紛争に介入しない。

## 第 8 部－ギリシャの LOR 制度と統一特許裁判所との関係

LOR 制度に関するギリシャ法の手続きと要件は、本質的には UP 制度の関連規則と非常に類似している。唯一の違いは、割引額であり、単一効特許条約の規則によれば 15%であるのに対し、ギリシャの関連制度によれば、割引は 40%である。

単一効特許制度は、LOR の登録と撤回のためにそれぞれ特定の EPO 様式 7001 及び 7002 を使用することを助言しているが、当該様式の使用は義務ではない。

上記で言及したように、ギリシャの PO 事務所には、公式の関連する様式はない。

## 第 9 部－ギリシャ PO：統計

LOR の存在は、関係する特定の IPR 権原（特許、実用新案又は意匠）の記録においてのみ言及され、ギリシャ PO の公報において公表される。ただし、ギリシャ PO は LOR 宣言の別個の登録を保有していない。したがって、統計に関する公式な情報は入手できない。

## 第 8 章 – アイルランド共和国の LOR 制度

FR Kelly により提供された情報

### 第 1 部 – LOR 制度の有無

アイルランドにおける特許については、任意 LOR 及び強制実施許諾が利用可能である。

アイルランドにおける登録意匠については、強制実施許諾が利用可能である。

アイルランドにおける商標についての LOR 宣言又は強制実施許諾についての規定はない。

### 第 2 部 – アイルランド IPO (IPOI) における登録のための形式要件

#### 2.1 特許

##### 2.1.1 任意 LOR

特許の任意 LOR を登録するために、所有者は、特許に基づく実施権が権利として利用可能である旨の登録を特許登録簿に記入するよう長官に申請を提出することができる。これは、付与後いつでも行うことができる。

本条に基づく登録の申請は、所有者が契約により特許に基づく実施権の付与を妨げられない旨の声明を含まなければならない。<sup>31</sup> 声明を立証する証拠を提出しなければならない。

<sup>32</sup> 2021 年 12 月現在、登録簿への登録要求手数料は 25 ユーロである。<sup>33</sup>

##### 2.1.2 強制実施許諾

特許に基づく強制実施許諾については、何人も、次の何れかの理由により、特許に基づく実施権が権利として利用可能である旨の特許に基づく実施権又は特許登録簿への登録を長官に申請することができる。

---

<sup>31</sup> 1992 年特許法パート IV 第 68 条 (4)

<sup>32</sup> 1992 年特許規則、規則 46

<sup>33</sup> <https://www.ipoi.gov.ie/en/manage-ip/apply/statutory-fees/patent-schedule-of-fees.pdf>

- (a) (i) 国（アイルランド）における特許の主題に関する需要が満たされていないか、もしくは合理的な条件では満たされていない場合、又は
- (a) (ii) 国（アイルランド）における特許により保護される製品に対する需要が、世界貿易機関の加盟国以外からの輸入によって満たされている。
- (b) 国（アイルランド）における商業活動又は工業活動の設立又は発展が不当に害されている。<sup>34</sup>

また、特許（**第2特許**）によって保護されている発明が、別の特許（**第1特許**）に由来する権利を侵害することなく、国（アイルランド）において利用することができない場合についての規定もある。そのような場合、第2特許の所有者は、第1特許に基づく強制実施許諾を長官に申請することができる。<sup>35</sup>

強制実施許諾の出願には、出願人が所有者から実施権を求めたが、合理的な条件で又は合理的な期間内に実施権を取得することができなかったことの証拠を添付しなければならない。当該証拠の要件は、強制実施許諾が国家の緊急事態を理由として又は公共の非商業的使用のために要求される場合は免除することができる。<sup>36</sup> 2021年12月現在、強制実施許諾の申請に伴い310ユーロの手数料を支払わなければならない。<sup>37</sup>

長官が、強制実施許諾の基準が満たされていることに納得する場合、関連する登録が登録簿に行われる。任意のライセンス・オブ・ライト制度とは異なり、強制実施許諾は、所有者が契約により更なる実施権を付与することを禁じられていたかどうかにかかわらず付与することができる。

---

<sup>34</sup> 1992年特許法パートIV第70条（1）

<sup>35</sup> 1992年特許法パートIV第70条（2）

<sup>36</sup> 1992年特許法パートIV第73条

<sup>37</sup> <https://www.ipoi.gov.ie/en/manage-ip/apply/statutory-fees/design-schedule-of-fees.pdf>

強制実施許諾に基づいて付与される実施権の条件は、以下のとおり。

- (a) 付与される実施権は、非独占的である。
- (b) 付与される実施権は、主として国（アイルランド）における市場の供給のために付与される。
- (c) 付与される実施権は、長官の事前の許可を得た場合に限り、譲渡することができる。
- (d) 特許権者は、報酬を得なければならない。
- (e) 実施権の範囲及び存続期間は、実施権が付与される目的に限定される。
- (f) 半導体技術に関連する特許に関して国（アイルランド）における需要に基づき付与される実施権は、公共の非商業的使用のみを目的とする。
- (g) 第2特許の所有者は、第1特許の所有者に合理的な条件でクロスライセンス（相互実施権）を付与しなければならない。<sup>38</sup>

さらに、政府の何れの大臣も、特許に基づく強制実施許諾を付与することについて上記の理由に基づいて、実施権が権利として利用可能である旨の特許登録簿への登録を長官に申請することができる。<sup>39</sup>

1992年特許法に基づいて長官が実施権の付与を求める命令は、その命令に従って実施権を付与する特許所有者及び他のすべての必要な当事者により締結されたものとして効力を有する。<sup>40</sup>

## 2.2 意匠－強制実施許諾

以下の場合には、登録意匠について強制実施許諾を付与することができる。

---

<sup>38</sup> 1992年特許法パートIV第70条(3)

<sup>39</sup> 1992年特許法パートIV第72条

<sup>40</sup> 1992年特許法パートIV第75条

(a) 意匠を組み込んだ製品に対する国（アイルランド）における需要が満たされていないか、もしくは合理的な条件で満たされていない場合、又は

(b) 意匠を組み込んだ製品に対する国（アイルランド）における需要が、世界貿易機関の加盟国以外からの輸入によって満たされている場合。<sup>41</sup>

強制実施許諾の出願人は、310 ユーロ（2021 年 12 月現在）の手数料を支払う。長官は、問題を決定する前に所有者に通知し、従うべき手続を決定する。<sup>42</sup> 意匠に基づく強制実施許諾の付与を求める命令は、その命令に従って実施権を付与する登録所有者及び他のすべての必要な当事者が締結した証書であるものとして効力を有する。<sup>43</sup>

### 第 3 部 – IPOI での登録取得のための時期要件

#### 3.1 特許

##### 3.1.1 任意 LOR

特許所有者は、特許付与後いつでも LOR 登録を申請することができる。

##### 3.1.2 強制実施許諾

何人も、特許に基づいて付与日から 3 年後から強制実施許諾が利用可能であることを請求することができる。ただし、この期間は変更することができる。

#### 3.2 意匠 – 強制実施許諾

何人も、登録後いつでも、登録意匠の強制実施許諾の付与を長官に申請することができる。

---

<sup>41</sup> 2001 年工業意匠法第 49 条（1）

<sup>42</sup> 2002 年工業意匠規則第 38 条

<sup>43</sup> 2001 年工業意匠法第 49 条（2）

## 第 4 部 – IPOI での LOR 宣言登録の影響

### 4.1 特許 – 任意 LOR

LOR 宣言を登録することの影響は、更新手数料が、宣言がなされなかった場合に支払うべき更新手数料の半分となることである。<sup>44</sup>

特許侵害の訴訟手続中、被告が特許の実施権を取得することに同意した場合、被告に対する差止命令は付与されず、損害賠償として被告に対して回収される金額は、当該実施権が侵害前に付与されていたならば実施権者として支払うべきであった金額の 2 倍を超えない。

<sup>45</sup>

### 4.2 意匠 – 強制実施許諾

意匠の LOR が強制実施許諾命令に基づいて利用可能である場合、侵害訴訟の間、被告は実施権を取得することに同意する。

- (a) 被告に対しては、いかなる差止命令も付与されない。
- (b) 引渡しの指示は、行われぬ。
- (c) 損害賠償として又は利益のために被告に対して回収することができる金額は、最も早い侵害の前にそれらの条件に基づく実施権が付与されていた場合に被告が実施権者として支払うべきであった金額の 3 倍を超えない。

## 第 5 部 – LOR 宣言の取下げ又は撤回

### 5.1 特許

#### 5.1.1 任意 LOR

権利としての任意実施許諾は、特許所有者が登録簿における LOR 登録を取消すよう長官に申請し、かつ、LOR が全く利用できなかった場合に支払われたであろう更新手数料の残額

---

<sup>44</sup> 1992 年特許法パート IV 第 68 条 (2) (d)

<sup>45</sup> 1992 年特許法パート IV 第 68 条 (2) (c)

を、所定の手数料 50 ユーロ（2021 年 12 月現在）と共に支払うことにより、取下げることができる。<sup>46</sup>

登録の取消申請書には、出願人の名称及び住所、特許番号を記載し、かつ、特許に基づく既存の実施権が存在しない旨又はすべての実施権者が取消に同意している旨の宣言を、その宣言を裏付ける証拠と共に記載しなければならない。<sup>47</sup>

上記に加えて、何人も任意 LOR 登録を取消すよう長官に申請することができる。ただし、その者が、権利主張者が利害関係を有する契約により、当該登録がなされた時点で所有者が特許に基づく実施権の付与を妨げられていたことの証明を提供することが条件となる。

<sup>48</sup> 当該取消申請は、関連する登録から 3 ヶ月以内に行わなければならない。<sup>49</sup>

長官が提出された証拠により納得する場合、登録は取消され、かつ、所有者は支払うべきであった更新手数料の残額を支払わなければならない。所有者が取消後 2 ヶ月以内に手数料の残額を支払わない場合、<sup>50</sup>特許は効力を失う。<sup>51</sup>

登録が取消された後、特許所有者又は何人も<sup>52</sup>取消から 3 ヶ月以内に異議申し立ての根拠を明示して異議申し立てを提起することができる。25 ユーロの手数料を支払わなければならない（2021 年 12 月現在）。<sup>53</sup>

### 5.1.2 強制実施許諾

---

<sup>46</sup> 1992 年特許法パート IV 第 69 条（1）

<sup>47</sup> 1992 年特許規則パート IV 規則 48（1）

<sup>48</sup> 1992 年特許法パート IV 第 69 条（2）

<sup>49</sup> 1992 年特許規則パート IV 規則 48（2）

<sup>50</sup> 1992 年特許規則パート IV 規則 48（4）

<sup>51</sup> 1992 年特許法パート IV 第 69 条（3）

<sup>52</sup> 1992 年特許法パート IV 第 69 条（5）

<sup>53</sup> 1992 年特許規則パート IV 規則 49



付与される強制実施許諾の理由がもはや存在せず、かつ、再度生じる見込みがない場合、強制実施許諾は取消することができる。<sup>54</sup> 取消申請時に 50 ユーロ（2021 年 12 月現在）の手数料を支払わなければならない。

## 5.2 意匠－強制実施許諾

何人も、その命令に至った事情が変更され又は消滅した場合において、再度生じる見込みがないときは、長官に対し、強制実施許諾を修正し又は取消す命令を申請することができる。<sup>55</sup>

## 第 6 部－LOR 制度に基づく実施権者の候補者の要件

### 6.1 特許

IPOI は、所定の様式「実施権、抵当権又は担保権の登録申請書」により、<sup>56</sup>実施権について連絡を受ける。

### 6.2 意匠

すべての実施権は、IPOI に登録される。<sup>57</sup> これには、実施権の根拠となる証書又は書類の認証謄本<sup>58</sup>及び所定の様式「意匠実施権の記録の登録申請」<sup>59</sup>を添付する必要がある。

## 第 7 部－IPO 及び実施許諾条件に関する紛争解決

### 特許－任意 LOR

長官は、意見の相違が生じた場合、LOR の条件を解決することができる。<sup>60</sup>

---

<sup>54</sup> 1992 年特許法パート IV 第 71 条

<sup>55</sup> 2001 年工業意匠法第 49 条（3）

<sup>56</sup> 1992 年特許法パート IV 第 85 条

<sup>57</sup> 2001 年工業意匠法第 41 条

<sup>58</sup> 2002 年工業意匠規則第 32 条

<sup>59</sup> <https://www.ipoi.gov.ie/en/manage-ip/apply/forms/design-forms/design-application-forms.html>

<sup>60</sup> 1992 年特許法パート IV 第 68 条（2）（a）

所有者、実施権者又は実施権を必要とする者は、自己の名称、住所及び問題となる特許を記載し、かつ、自己が受け入れ又は付与する用意がある実施権の状況及び条件の詳細を記載して長官に申請する必要がある。実施権の条件の解決を申請するための手数料は 250 ユーロである（2021 年 12 月現在）。

長官は、申請書及び陳述書の写しを他の当事者に送付し、他の当事者はその後、3 ヶ月以内に反対陳述書を提出する。

長官は、手続の進め方について指示する。<sup>61</sup>

## 第 8 部 – アイルランド共和国の LOR 制度と統一特許裁判所との関係

UP 制度に基づく特許の権利として実施権が利用可能である旨の陳述書を提出する際の更新手数料の減額割合は 15% である。

## 第 9 部 – IPOI : 統計

### 9.1 IPOI 登録簿の公表状況及び内容

利用可能なデータは非常に限られる。ただし、2002 年 1 月から 2021 年 12 月までの登録については、IPOI 検索可能な HTML ジャーナルデータベースを検索することができる。

これらの登録には、以下の情報が含まれる。

- アイルランド特許番号
- 技術
- 特許の有効期限
- LOR に基づき更新手数料が支払われた年

---

<sup>61</sup> 1992 年特許規則パート IV 規則 47

## 9.2 現在登録されている LOR 宣言

アイルランド特許登録簿には、LOR 宣言を有する 12 の特許が登録されている。

これらのうち 8 件は現在有効であり（1 件は延滞更新手数料があることを示しているが）、4 件は失効又は満了している。

## 9.3 LOR 宣言の年間申請件数

LOR 宣言の登録のために年間に IPOI に提出される申請数にアクセスすることはできず、付与された件数のみにアクセスすることができる。

## 9.4 LOR 制度を最大限に活用している企業

Koninklijke Philips Electronics N.V.は、3 件の特許に関する LOR 宣言を登録しており、アイルランド LOR 制度の最上位のユーザーである。

Roentdek Handels GmbH は 2 件の特許に関する LOR 宣言を登録しており、アイルランド LOR 制度の 2 番目に上位のユーザーである。

## 9.5 英国の LOR 制度を最大限に活用している産業

LOR 宣言が登録されている特許のうち 6 件は機械関連、4 件は IT、1 件は食品加工、1 件はバイオテクノロジー関連である。

## 9.6 UKIPO において想定される収益の変化

IPOI に対する更新手数料の半減による収益の差は 7,264 ユーロと予想される。

意匠権の強制実施許諾については、結果は返って来なかった。

## 第 8 章－表 1. IPOI 統計の要約

アイラ ンド特許 番号	所有者	技術	有効か?	LOR に基づき 手数料が支払 われた年	収益の変 化
1592855	Process Equipment & Design LLC	機械	いいえ	なし	0 ユーロ
85225	Peter Gerard Curtin	食品加工	はい	5～16年	1,391 ユー ロ
1926093	Koninklijke Philips Electronics N.V.	IT	いいえ	10～17年	1,186 ユー ロ
1440440	Koninklijke Philips Electronics N.V.	IT	いいえ	12～17年	967 ユー ロ
1717777	Winkler, Klaus	IT	はい (手数料延 滞)	8～15年	1,014 ユー ロ
1547372	Koninklijke Philips Electronics N.V.	IT	はい	12～19年	1,390 ユー ロ
1660361	Van der Lingen, Theophilus W.	機械	いいえ	12～13年	275 ユー ロ
2376630	Terranol A/S	バイオテクノ ロジー	はい	10～13年	506 ユー ロ
2673423	Staley, Cyril	機械	はい	9年	97 ユーロ
2776705	Roentdek Handels GmbH	機械	はい	9～10年	207 ユー ロ

2646271	LibroDuct GmbH & Co. KG	機械	はい	11年	121 ユー ロ
2683933	Roentdek Handels GmbH	機械	はい	10年	110 ユー ロ
合計					7,264 ユ ーロ

## 第9章－イタリアの LOR 制度

Studio Legale Jacobacci & Associati により提供された情報

### 第1部－LOR 制度の有無

イタリア産業財産権法（IPC）第80条及び第86条によれば、LOR 制度は特許及び実用新案を対象としている。

第86条に基づいて、実用新案の LOR 制度に適用される規則は、特許に規定される LOR 制度に準用される。したがって、別段の明示の定めがない限り、次項の特許に関して LOR 制度に適用される規則を議論するに際しては、実用新案（以下、特許権と実用新案権を併せて IPR という）にも適用される。

### 第2部－イタリア特許商標庁（IPTO）における登録のための形式要件

第80条（1）IPC に基づき、LOR 宣言は、IPTO と共に、IPR 保有者又は出願人、又は（出願人又は保有者の許可を得た上で）IPTO と共に授権された代理人によって記録することができる。ただし、以下を条件とする。

- 同一の IPR について、過去に独占的实施権が記録されていないこと。
- 公衆に提供される LOR は、IPR の独占的使用のためではないこと。

IPTO は、LOR を記録するための具体的な様式を提供しておらず、IPR の出願や遂行において発生し得る他の手数料とは別に、又はそれに加えて、政府手数料の支払いは要求されない。専門家手数料は600ユーロを超えない。

### 第 3 部 – IPTO での登録取得のための時期要件

LOR 宣言は、イタリアにおける IPR の存続期間中いつでも行うことができ、これには、IPTO による付与前、出願時も含まれる。

第 80 条（1）IPC は、LOR 宣言は、特許権者もしくは出願人又はその専門的代理人（実用新案についても同じ）が行うことができると規定している。

LOR 宣言が一旦なされると、それは出願の原本に登録され、特許又は実用新案登録簿に登録され、IPTO 公報に公表される。

### 第 4 部 – IPTO での LOR 宣言登録の影響

第 80 条（5）に従い、イタリアにおける LOR 宣言は、IPR 保有者又は出願人に対し、年次更新手数料の 50% の減額を求める権利を与える。反対に、上記宣言は、執行救済手段に影響を及ぼさず、また、いかなる他の意味でも、IPR 保有者又は出願人に有利（又は不利）ではない。

イタリアで LOR 制度がほとんど成功しなかったのは、LOR 宣言に伴うメリットが限られることが原因の一つである可能性が高いと思われる。

### 第 5 部 – LOR 宣言の取下げ又は撤回

LOR 宣言はイタリアでは取下げることができる。しかしながら、IPC は、取消手続きに関するガイダンスをほとんど提供していない。この点に関し、イタリアの学者（本第 9 章の執筆者<sup>62</sup>を含む）は、イタリア民法第 1336 条に基づき LOR を公衆への申し出として認定しており、したがって、同条に定める取消要件に従う。

---

<sup>62</sup> Jacobacci & Associati の Fabrizio Jacobacci 氏 <https://www.jacobacci-law.com>

LOR 宣言は、公衆に対する他のいかなる申し出としても、その申し出と同じ形式で取消されることを条件として、IPR 保有者又は出願人によっていつでも取消することができる。

LOR 宣言の場合、おそらく IPTO に要求を提出することにより、

- IPR 登録簿に取消しを登録し、
- 取消しを IPTO 公報に掲載する。

取消しの直接の効果に関して、IPC 第 80 条（6）は、LOR 宣言の効果、すなわち年次更新手数料の半減は、それが取消されるまで継続すると規定している。過去に減額された手数料の遡及的支払いに関しては何も言及されていないこと、また、この点に対処する判例法が存在しないことを考慮すると、取消後は、年次手数料は、過去に減額された手数料を遡及的に支払うことを要求されていない IPR 保有者又は出願人に対して全額納付期日が到来する。

しかしながら、イタリア民法 1336 条による公衆への申し出の取消しの一般的効果については、上記取消しは、その申し出が有効であった時点で当該申し出を受け入れることにより第三者が取得した権利に影響を及ぼさない。問題に対処するイタリアの判例法及び／又は法理論だけでなく追加の個々の法律が存在しない状況下、第三者の権利を保護することを目的とするこの規則が LOR 宣言の取消しの場合にも適用されるべきかどうかを評価する際に疑問が生じる。もしそうであれば、申し出を受入れた第三者によっておそらく取得された本実施権は、宣言の取消後も有効であり、両当事者を拘束する。

## 第 6 部 – LOR 制度に基づく実施権者の候補者の要件

IPC は、潜在的実施権者の申し出手続きに関していかなる要件も定めていない。



実際、公的な法的枠組みに対する申し出への付託（イタリア民法第1336条）に照らして、LOR 宣言が契約の有効性に不可欠なすべての条件を含んでいる場合、潜在的実施権者は、IPR 保有者又は出願人への承諾通知によって承諾することができる。

さらに、IPC 第 80 条（2）に従い、ライセンス・オブ・ライト制度は、IPR 保有者が申し出の承諾の通知を受領次第、発効する。契約の即時の拘束性は、当該第三者が宣言に記載された実施料を承諾しなかったという状況によって影響されない。この場合、IPC 第 80 条（3）に従って任命された仲裁人委員会が実施料を決定する。

本実施権の承諾を通知する所定の様式は存在しない（この点、十分に体系化された手続きがないのは、イタリアにおける LOR 制度の利用が不十分（ないのだが）であることが原因かもしれない）。問題に対処するイタリアの判例法及び／又は法理論だけでなく追加の個々の法律が存在しない状況下、潜在的実施権者からの通知は、IPR 保有者と直接行う必要がある。

## 第 7 部 – IPO 及び実施許諾条件に関する紛争解決

本実施権の条件に関する IPR 保有者と潜在的実施権者との間の意見の相違及び／又は意見の相反に関して、IPC は、実施料に関する紛争に関してのみ仲裁手続を規定している。当該紛争は、潜在的実施権者が要求された実施料を承諾する意思がない場合、又は、契約締結後に、付随する事実状況が「前に設定された料金の明らかな不適切性」（IPC 第 80 条（4））を示しており、それが修正されなければならない場合、申し出の承諾時に発生する可能性がある。

仲裁人委員会は、実施料又はその修正を決定する。上記委員会は、各当事者が任命する 1 名ずつの委員と、両人間の相互の合意により任命される三番目の委員で構成される。この合意がない場合、三番目の委員は、IPTO 審判部長によって任命される。仲裁委員会は、

事件について規則を制定し、公平な評価（IPC 第 80 条（3））に基づいて公正なロイヤルティ又は実施料を査定しなければならない。価格の査定が明らかに不公正もしくは誤りである場合、又は当事者の一方が仲裁人の任命を拒否する場合、本裁判所が決定する。IPC 第 80 条（4）によれば、特定の事情が発生し、その結果、過去に設定された価格が明らかに不適切となり、それゆえ価格が変更されなければならない場合、同じ紛争解決手続が両当事者に提供される。

問題に対処する他の個々の法律及び関連する判例法が存在しない場合、本裁判所、特に専門業務部門は、IPR 保有者と実施権者又は潜在的実施権者との間で LOR に関して発生するその他の紛争について管轄権を有する。

## 第 8 部 – イタリアの LOR 制度と統一特許裁判所との関係

IPC 及び規則 N によって規定されている非常に限定された一連の規則に照らして、LOR に関連する 1257/2012 及びそれに対処するイタリアの判例法がないことから、法域における手続きや要件と UP の規則との間に大きな相違は確認されなかった。

この観点から、特に UP（EPO が運営）と IPTO の LOR 制度は、以下の点で異なっていることに注目する。

- EPO は、UP 所有者に対し、特許商標庁にライセンス・オブ・ライトの宣言を提出するための専用の様式 7001 を提供するが、IPTO は、前記のとおり、かかる様式を IPR 保有者又は出願人に提供していないようである。
- 規則 12（1）UPR に基づく陳述書の受領後に期日が到来する UP の更新手数料は、15%減額される（RFeesUPP 第 3 条参照）。また、更新手数料の支払い遅延による追加手数料（UPR 規則 13（3）及び RFeesUPP 第 2 条（1）第 2 号）は、減額

された更新手数料に基づいて計算される。反対に、前記のとおり、ライセンス・オブ・ライト制度の対象となるイタリアの IPR は、IPC 第 80 条（5）に従い、宣言の受領後に期限が到来する更新手数料の 50% の減額を受ける。

- EPO は、UP 所有者に対し、ライセンス・オブ・ライト撤回の陳述書専用の様式である、様式 7002 を提供し、上記撤回は、IPR 保有者が過去の更新手数料の減額金額を支払った後にのみ効力を生じる（UPR 規則 12（2））。反対に、上記第 4 部で説明したように、IPTO は、宣言の撤回のための特別な様式を提供していないように思われ、また、過去に減額された手数料を遡及して支払うことを IPR 保有者又は出願人に要求していない。

## 第 9 部 – IPTO：統計

情報を引き出すことができる LOR 宣言の登録はまだない。したがって、イタリアで登録された LOR 宣言の数に関する統計を提供することは不可能であり、対応する IPR や、自己の IPR に関して上記制度を最も活用している企業や産業部門に関する詳細を提供することも不可能である。

イタリアでは、LOR 制度がほとんど利用されていない（仮にあるとしても）ことを示す事例証拠はあるが、これは、おそらく更新手数料の減額が IPR 保有者にとってインセンティブにならないためと思われる。

## 第 10 章－ラトビアの LOR 制度

Tria Robit Agency により提供された情報

### 第 1 部－LOR 制度の有無

ラトビアにおける LOR 宣言制度は、特許及び意匠を対象とする。

### 第 2 部－ラトビア共和国特許庁（LRPV）における登録のための形式要件

唯一の要件は、LOR 宣言の公表のために LRPV に要求を提出する必要があることである。

登録又は出願プロセスには、特定の様式又は手数料はない。結果として生じる実施許諾契約（もしあれば）は、標準手続に従って登録される。

### 第 3 部－LRPV での登録取得のための時期要件

#### 3.1 特許

ラトビア特許法は、特許所有者に LOR 宣言の登録を認めているが、同法は特許付与前の登録については言及していない。それゆえ、LOR 宣言は、特許付与後にのみ登録することができる。

公開実施権を付与する用意がある旨の宣言は、特許登録簿に独占的实施権に関する登録があるか、又は LRPV が独占的实施権の登録要求を受領した場合は、提出することができない。

#### 3.2 意匠

LOR 宣言は、意匠所有者又は意匠出願人が出願と同時に又は審査中に LRPV に提出することができる。

## 第4部－LRPVでのLOR宣言登録の影響

### 4.1 特許

LOR宣言の公表後、特許を有効に維持するための当年の手数料は50%減額される。

実施権者は、特許所有者の同意がある場合に限り、特許の不法使用に関する申立てを裁判所に提起することができる。

### 4.2 意匠

ラトビアのIPOにLOR宣言を提出した日以降、さらなる活動のために指定された手数料は50%減額される。実施権者は、意匠の所有者の同意がある場合に限り、意匠の不法使用に関する申立てを裁判所に提起することができる。

## 第5部－LOR宣言の取下げ又は撤回

### 5.1 特許

LOR宣言は、特許所有者が発明の使用希望に関して知らされていないことを条件として、LRPVに要求を提出することにより、いつでも撤回することができる。

撤回は、LRPVが関連要求に関する通知の特許庁の公報に公表した日に効力を生じる。

50%減額された当年の手数料は、実施権の撤回日から1ヵ月以内に全額が支払われる。

### 5.2 意匠

LOR宣言は、意匠の所有者が意匠の使用希望に関して知らされていないことを条件として、LRPVに要求を提出することにより、いつでも撤回することができる。

LOR宣言が撤回された場合も、手数料は全額支払われる。

## 第 6 部 – LOR 制度に基づく実施権者の候補者の要件

潜在的実施権者の申し出手続きに関する要件はなく、所定の様式は存在しない。

実施権者は、LRPV の関与なしに、直接 IPR 保有者に連絡しなければならない。

## 第 7 部 – IPO 及び実施許諾条件に関する紛争解決

IPR 保有者と潜在的実施権者との間のすべての紛争は、民事裁判所でのみ解決することができる。

LRPV における特別な手続きはない。

## 第 8 部 – ラトビアの LOR 制度と統一特許裁判所との関係

ラトビアの制度と単一効特許条約の主な違いは、手数料に関連している。ラトビアにおいては、特許の効力を維持するための当年の手数料は 50%減額されるが、単一効特許条約では、陳述書の受領後に期限が到来する更新手数料を 15%減額しなければならないと決定している。

## 第 9 部 – LRPV : 統計

残念ながら、LRPV で公表された LOR 宣言の登録はない。

LRPV からの情報請求の提出は可能だが、追加の未知の費用（情報に関する公定料金）が発生する。

ただし、2021 年 12 月 27 日現在、有効な意匠についての LOR 宣言が存在しないことが判明した。

特許の LOR 宣言の数は分からないが、LRPV に上記要求を提出することなしに、これらの特許に関する情報を提供することはできない。

## 第 11 章－リトアニア共和国の LOR 制度

AAA Law UAB により提供された情報

### 第 1 部－LOR 制度の有無

リトアニアにおける LOR 制度は、付与された特許のみを対象とし、商標又は意匠は対象ではない。

### 第 2 部－リトアニア共和国国家特許庁（SPB）における登録のための形式要件

特許所有者は、SPB に対し、一定の対価の見返りに実施権者の権利をもって発明を利用することを何人にも許可する用意がある旨の要求を提出する必要がある。その場合、特許の効力のための年次手数料は、50%減額される。

SPB は、同一発明について特許所有者により付与された独占的特許実施権がリトアニア共和国特許登録簿に既に登録されている場合は、当該要求の受理を拒絶する。

特許所有者の要求は、SPB の公報に公表される。

登録又は出願プロセスには、具体的な様式は規定されておらず関連する公定手数料もない。

### 第 3 部－SPB での登録取得のための時期要件

特許の存続期間に関する LOR 宣言の登録のための時期要件はありません。LOR 宣言は、特許付与前に登録することはできない。

### 第 4 部－SPB での LOR 宣言登録の影響

LOR 宣言が登録された場合、特許有効期間の年次手数料は 50%減額される。



LOR 宣言の登録が執行救済手段に与える影響に関する規定は、リトアニア共和国特許法に定められておらず、この問題に関する具体的な裁判所の慣行も存在しない。

## 第 5 部 – LOR 宣言の取下げ又は撤回

特許所有者は、SPB に書面で通知することにより、いつでも LOR の要求を取り下げることができる。ただし、SPB に当該発明を利用する意図を書面でそれ以前に通知した者がいないことを条件とする。過去に減額された手数料に遡及的な影響はない。

要求の取消しに関する情報は、SPB の公報に公表される。

## 第 6 部 – LOR 制度に基づく実施権者の候補者の要件

ライセンス・オブ・ライト制度の利用を希望する者は、ライセンス・オブ・ライト制度の使用の要求を SPB に提出することができる。そのように得られた実施権は何れも非独占的なものとして取り扱われる。

ある特許に対して LOR 宣言が登録されている限り、SPB は、LOR 宣言が最初に撤回されない限り、その特許に対する同じ発明の独占的实施権をリトアニア共和国の特許登録簿に登録することを拒絶する。

## 第 7 部 – IPO 及び実施許諾条件に関する紛争解決

特許権者と潜在的実施権者との間で意見の相違又は矛盾が生じた場合、特に実施権の条件に関する紛争解決手続は、リトアニア SPB によって提供されない。実施許諾契約の両当事者は、紛争が生じた場合、裁判所に付託する。

## 第 8 部 – リトアニア共和国の LOR 制度と統一特許裁判所との関係

UP の規則では、単一効果を有する欧州特許の所有者は、適切な対価の見返りに実施権者として発明を使用することを何人にも許可する用意があるという趣旨の声明を EPO に提出する権利を有すると規定している。本規則に基づいて取得された実施権は、契約実施権として取り扱われる。

## 第 9 部 – SPB : 統計

### 9.1 SPB 登録簿の公表状況及び内容

LOR 宣言は登録されておらず、公式の特許データベースでそれを検索することはできず、宣言は SPB の公報でのみ公表される。

### 9.2 現在登録されている LOR 宣言

SPB に対し、登録された宣言（下記第 11 章 – 表 1 を参照）に関する統計を提供するよう求めたところ、国内特許に関して 30 件、欧州特許に関して 1 件の宣言が登録されていた。

第 11 章 – 表 1. 2002 年から 2012 年の間に登録された LOR 宣言

特許番号	所有者	発明の名称	公表
4098	UAB Pharmcos	医薬品抽出物	2002-05-27
4916	Accel Elektronika	強度のセンサーと光源の方向	2002-06-25
4683	Accel Elektronika	直流電動機の回転数を測定する方法	2002-09-25
3031	UAB Pharmcos	抽出物の組成	2002-12-30
4963	Accel Elektronika	光度変換器	2003-01-27
4503	Bioprocetas	下水から油性物質を除去するための装置	2004-07-26

3917	Romaldas Sukarevičius	爆発性組成物及びその製造方法	2004-08-25
4730	Vidmantas Unguraitis	梱包自動装置と方法	2005-02-25
4629	Arūno Medelio Imonė	セルフフィードトラックのように使用される機械式押込装置	2005-07-25
5100	Jevgenij Bugajec	打撃プラグの火花のための増幅器	2006-05-25
5131	Jevgenij Bugajec	スパークプラグ	2006-06-27
5170	Dalius Repčys	強化パッケージ	2006-06-27
5258	Dalius Repčys	絨毯	2006-10-25
5471	Remigijus Guobys	ロックの追加安全装置	2008-06-25
5460	Tomas Linkevičius	歯科補綴装置及びその製造方法	2009-04-27
5114	Vizualinių Komunikacijų Studija	たばこ箱又はそれに類するものの供給装置を有するコンテナ	2010-12-27
5183	Boris & Marina Stepanova	食肉製品の加工方法及びこれにより得られた製品	2011-01-25
5363	Herbertas Vinkleris	楕円運動又は直線運動を回転運動に変換する、及びその逆の目的のためのギアホイール機構	2011-01-25
5398	Herbertas Vinkleris	連接棒のないピストン機構	2011-01-25
5364	Herbertas Vinkleris	楕円運動又は直線運動を回転運動に変換する、及びその逆の目的のための外部ギア機構	2011-01-25

5483	Herbertas Vinkleris	連接棒のないピストン機構	2011-07-25
5380	Herbertas Vinkleris	連接棒のないピストン機構	2012-01-25
EP1731697	Mottura Serrature di Sicurezza S.p.A	住宅の扉等の安全錠	2012-06-25
5348	Rimantas Pleikys	データ保存の方法とシステム	2012-10-25
5274	Jonas Čepurna	財産保全体制	2013-01-25
5531	Saulius Goceikis & Vasilij Lenskij	多極発振回路	2014-01-27
5288	Gerva	イオン交換カートリッジ、イオン交換フ ィルター又は飲用水の再生方法及び飲用 水の脱窒方法	2014-04-25
5531	Saulius Goceikis & Vasilij Lenskij	多極発振回路	2016-01-11
5672	UAB Archiprojektas	階段及びその建設方法	2017-02-10
6372	Jonas Grudzinskas	スリープマスク	2018-12-27
6249	Audrius Klimkevičius	レバーハンドルドアのリモコンロック機 構	2021-05-25

### 9.3 LOR 宣言の年間申請件数

下表は、2002 年から 2021 年までの年間 LOR 登録件数を示したものである。

第 11 章－表 2. 2002 年～2021 年の年間 LOR 登録件数

年	LOR 件数	年	LOR 件数
2002 年	4 件	2012 年	3 件
2003 年	1 件	2013 年	1 件
2004 年	2 件	2014 年	2 件
2005 年	2 件	2015 年	0 件
2006 年	4 件	2016 年	1 件
2007 年	0 件	2017 年	1 件
2008 年	1 件	2018 年	1 件
2009 年	1 件	2019 年	0 件
2010 年	1 件	2020 年	0 件
2011 年	5 件	2021 年	1 件

#### 9.4 LOR 制度を最大限に活用している企業

Accel Elektronika と UAB Pharmacos は、2 件の特許に関して LOR 宣言を登録しており、リトアニアの LOR 制度の 2 番目に上位のユーザーとなっている。しかしながら、残りの LOR 宣言は一般的に個人によって登録されている。

#### 9.5 LOR 制度を最大限に活用している業種

機械工学の分野が主である。一部の特許の有効期限が失効している。

## 第 11 章付属書ーリトアニア共和国における LOR 制度

リトアニア共和国特許法の関連する抜粋を以下に示す。

### 第 46 条 ライセンス・オブ・ライト制度

1. 特許所有者は、国家特許庁に対し、一定の対価の見返りに実施権者の権利をもって発明を利用することを何人にも許可する用意がある旨の要求を提出することができる。その場合、特許の効力のための年次手数料は、50%減額される。

2. 国家特許庁は、同一発明について特許所有者により付与された独占的特許実施権がリトアニア共和国の特許登録簿に既に登録されている場合は、本条第 1 項にいう要求の受理を拒絶する。

3. 特許所有者は、国家特許庁に書面で通知することによりいつでも、本条 1 項にいう要求を撤回することができる。ただし、事前に何人からも当該発明を利用する意思を書面で国家特許庁に通知していないことを条件とする。

4. ライセンス・オブ・ライト制度の利用を希望する者は、ライセンス・オブ・ライト制度の使用の要求を国家特許庁に提出することができる。そのように得られた実施権は何れも非独占的なものとして取り扱われる。

5. ライセンス・オブ・ライト制度の使用を求める者の要求を受領したときは、国家特許庁は、同一の発明について発行された独占的特許実施権をリトアニア共和国特許登録簿に登録する権利を有さない。ただし、本条の 1 項にいう要求が後で撤回された場合は除く。

6. 本条の 1 項にいう特許所有者の要求及び要求の取消しに関する情報は、国家特許庁の公報に公表される。

## 第 12 章 – ルクセンブルクの LOR 制度

Office Freylinger により提供された情報

### 第 1 部 – LOR 制度の有無

ルクセンブルクの法域においては、LOR 制度は特許のみを対象としている。

法的根拠は、「発明特許制度改正に関する 1992 年 7 月 20 日法」、より具体的には、第 56 条ライセンス・オブ・ライト制度に見出だすことができる。<sup>63</sup>

### 第 2 部 – ルクセンブルク IPO (ルクセンブルク OPI) における登録のための形式要件

LOR を登録するためには、特許権者は、適切なロイヤルティの支払に対して、利害関係者に実施権者として発明を使用することを許可する旨の書面による陳述をルクセンブルク OPI に付与しなければならない。

独占的实施権が登録簿に登録されている場合、又は当該実施権の登録申請がルクセンブルク OPI に提出されている場合、宣言を提出することはできない。<sup>64</sup>

両当事者が実施許諾契約を一旦締結すれば、両当事者が署名した契約のスキャンした写しがあれば登録には十分である。実施権を登録するための公定手数料は、特許 1 件につき 7 ユーロであり、登録が行われるまでに 2～7 日を要する。

---

<sup>63</sup> Loi du 20 juillet 1992 portant modification du régime des brevets d'invention.

<sup>64</sup> Art 56 Loi du 20 juillet 1992 portant modification du régime des brevets d'invention.

### 第 3 部ールクセンブルク OPI での登録取得のための時期要件

LOR は、「発明特許制度改正に関する 1992 年 7 月 20 日法」の第 35 条の条件が満たされる場合、特許付与前に登録することができる。

これは、特許出願の提出日から又は優先権が主張されている場合は優先日から 18 ヶ月間に、出願人は、調査報告の要求が大公国令により指定された機関によって行われたことを証明しなければならないことを意味する。

調査の作成を求める要求は、調査手数料の支払証明を添付した場合のみ認められる。

ただし、独占的实施権が登録簿に登録されている場合、又は当該実施権の登録申請がルクセンブルク OPI に提出されている場合、LOR 宣言を提出することはできない。

### 第 4 部ールクセンブルク OPI での LOR 宣言登録の影響

「発明特許制度改正に関する 1992 年 7 月 20 日法」の第 56.1 条は、LOR 宣言の受領後に期限が到来する特許出願又は特許の維持のための年次手数料が減額されることを示している。

減額の金額は、「特許に対して請求される手数料及び報酬を決定する 1997 年 11 月 17 日の大公国令」によって決定される。本政令は、特許出願、特許及び補完的保護証明書に関して支払うべき年次手数料を 50%減額する旨を規定している。

第 56.5 条は、当事者間の合意がない場合、適切なロイヤルティ金額は、金額が著しく不適切であると思われる事実が生じたか又は判明したときは、当事者の一方の要求により、裁判所が決定し、裁判所はそれを変更することができる旨を規定している。実施権者は、いつでも実施権を放棄することができる。



## 第5部－LOR宣言の取下げ又は撤回

LOR宣言は、特許所有者が発明を使用する意思をまだ知らされていない場合、ルクセンブルク OPI に宛てた宣言書によりいつでも撤回することができる。LOR宣言の撤回は、撤回を要求する宣言書の提出日から効力を生じる。

LOR宣言が撤回された場合、経過した年の年次手数料の減額分の全額が返済されなければならない。年次手数料の減額分の金額は、撤回後1ヵ月以内に支払われる。

年次手数料の支払いが支払期日までに行われなかった場合、当該手数料は、割増手数料の同時の支払いを条件として、支払期日から6ヵ月以内に引続き有効なものとして支払うことができる。

## 第6部－LOR制度に基づく実施権者の候補者の要件

ルクセンブルク OPI によれば、潜在的実施権者の申し出手続きに関する既存の要件はない。この点に関し、ルクセンブルク OPI は、IPR 保有者又はルクセンブルク OPI を通じて書簡で直接連絡を取ることができることを示した。

## 第7部－IPO及び実施許諾条件に関する紛争解決

ルクセンブルク OPI は、紛争解決手続を提供していない。当事者が合意に達することができない場合、紛争は裁判所で解決されなければならない。

第56.5条は、特に、当事者が合意に達することができない場合、適切なロイヤルティ金額は裁判所により決定されると規定している。さらに、その金額が著しく不適切と認められる事実が生じ、又は判明したときは、当事者は、裁判所がこれを変更するよう要求することができる。

最後に、実施権者は、いつでも実施権を放棄することができる。

## 第 8 部－ルクセンブルクの LOR 制度と統一特許裁判所との関係

ルクセンブルクの LOR 制度と UP に定められた制度との主な違いは、ルクセンブルクの制度が更新手数料の 50%引き下げを規定しているのに対して UPC は 15%引き下げを規定している点だけである。

## 第 9 部－ルクセンブルク OPI：統計

当方の調査及び OPI によれば、LOR の登録簿は、ルクセンブルク OPI ウェブサイト [patent.portal.lu](http://patent.portal.lu) に掲載されている。<sup>65</sup> ただし、本制度に登録されている実施権はないため、統計は提供できない。

---

<sup>65</sup> <https://patent.public.lu/fo-eregister-view/search>

## 第 13 章 – マルタの LOR 制度

Salomone, Sansone & Co.により提供された情報

### 第 1 部 – LOR 制度の有無

マルタにおける特許法は、特許意匠法（マルタ法第 417 章）及び同法から派生した補助法規に規定されている。

マルタの LOR 制度は、第 39 条及び第 40 条から成る第 417 章パート XI に主に記載されている。これらの条項は、本章の第 2 部から第 9 部を検討する際の参考として以下に記載された。また、本条項はマルタの国内法制サイトにも掲載されている。<sup>66</sup>（注記：英語の本文とマルタ国語の本文との間に相違がある場合は、マルタ語の本文が優先する。このことは、2つの文章の間に顕著な関連性の相違は特になことを示している）

マルタの LOR 制度は、専ら実施権者主導のものであり、特許所有者が、潜在的实施権者の出願に基づき当該特許の実施権を付与することを拒絶しない旨を記載した上で、自己の特許に対する宣言を登録する余地はない。むしろ、潜在的实施権者は、資格を有する特許に関する非任意実施許諾の付与を指示するために、長官に直接出願する選択権を有する。

その他の IPR に関して、マルタ法第 597 章商標法、マルタ法第 417 章特許意匠法及びマルタ法第 415 章特許意匠法には、この点に関するいかなる類似の規定も存在しない。

### 第 417 章パート XI – 第 39 条

- (1) 民事裁判所第一院は、マルタにおいて特許発明を実施する能力を証明する者により提出された宣誓出願であって、特許出願日から 4 年又は特許付与から 3 年の何れか

---

<sup>66</sup> <https://legislation.mt/eli/cap/417/eng> 及び <https://legislation.mt/eli/cap/417/20141214/mlt>

遅い方の期間の満了後になされたものに対して、特許発明がマルタにおいて実施されていないか又は不十分に実施されている場合は、非独占的实施権、非任意実施権を付与するよう長官に指示することができる。

- (2) 非任意実施許諾の付与は、民事裁判所第一院により決定される特許所有者に対する公平な報酬の支払いを条件とするものとし、当該手続の提起前に、予定使用者が合理的な商業的条件で権利者から授権を得るための努力を行っており、かつ、当該努力が合理的な期間内に成功しなかった場合は、許可されることがある。
- (3) 第(1)項にかかわらず、裁判所がマルタにおける特許発明の不実施又は不十分な実施を正当化する状況が存在すると確信する場合は、非任意実施許諾は付与されない。
- (4) 裁判所は、非任意実施許諾を許諾するか否かを決定するに当たり、特許所有者及び非任意実施許諾を請求する者の双方に対し、組織及び民事訴訟法の規定に従って意見を述べる十分な機会を与える。
- (5) 非任意実施許諾は、特許所有者及び実施権者の正当な利益を考慮して、その付与に至った事情が消滅したときは、取り消される。これらの事情の存続は、特許所有者の請求により、民事裁判所第一院に対する宣誓出願により再審理される。
- (6) 本法第27条(3)(a)は、特許製品が非任意実施許諾に基づいて実施権者により市場に出された場合は、特許所有者の明示の同意を得て市場に出されたとはみなされないという意味で解釈される。

- (7) 非任意実施許諾の範囲及び存続期間は、それが許可された目的に限定されるものとし、かつ、次のとおり。
- (a) 非独占的
  - (b) 譲渡不能。ただし、当該許可を享受する企業又は営業権の当該部分を除く。
  - (c) その原因となった事情が消滅したときは終了する。
  - (d) 主に国内市場への供給を目的としている。
- (8) 民事裁判所第一院は、先の特許（第一特許）を侵害することなく実施することができない特許（第二特許）の所有者が提出した宣誓出願に基づき、非独占的实施権、非任意実施権を付与するよう長官に指示することができる。ただし、次のことを条件とする。
- (i) 第二特許のクレーム範囲の発明は、第一特許のクレーム範囲の発明に関連して、相当な経済的意義を有する重要な技術的進歩を含んでいる。
  - (ii) 第一特許の所有者は、第二特許のクレーム範囲の発明を訴えるために合理的な条件でクロスライセンスを受ける権利を有する。
  - (iii) 第一特許について許可された使用は、第二特許と共にするのでなければ、譲渡不能とする。
- (9) 育成者が先の特許を侵害することなく植物品種保護を取得し、又は植物品種を利用することができない場合は、その者は、適切なロイヤルティの支払いを条件として、当該植物品種の利用が保護されるために実施権が必要である限りにおいて、当該特許により保護される発明の非独占的使用の強制実施許諾を民事裁判所第一院に出願することができる。当該実施権が付与される場合は、特許権者は、保護品種を使用するための合理的な条件に基づくクロスライセンスを受ける権利を有する。
- ただし、上記にいう実施権の出願人は、次のことを立証する。

(a) 同人が契約上の実施権を取得するために行った先の特許権者に対する出願は認められなかったこと。

(b) その植物品種は、先の特許のクレーム範囲の発明と比較して、相当な経済的利害の顕著な技術的進歩を構成すること。

- (10) 生物工学的発明に関する特許の所有者が、先の植物品種権を侵害することなく実施することができない場合は、当該所有者は、適切なロイヤルティの支払いを条件として、当該権利により保護された植物品種の非独占的使用の強制実施許諾を出願することができる。当該実施権が付与される場合は、品種権者は、保護された発明を実施するための合理的な条件に基づくクロスライセンスを受ける権利を有する。

ただし、上記にいう実施権の出願人は、次のことを立証する。

(a) 同人が契約上の実施権を取得するために行った先の品種権者に対する出願は認められなかったこと。

(b) 当該植物品種は、先の植物品種権により保護された植物品種と比較して、相当な経済的利害の顕著な技術的進歩を構成すること。

- (11) 植物品種保護第（9）項及び第（10）項に関しては、関連する植物品種保護の形態が第4条（5）（e）に規定されるように効力を生じる場合に限り、効力を生じる。

#### 第 417 章パート XI-第 40 条

- (1) 国家安全保障又は治安がそのように要求する場合は、大臣は、特許所有者又は特許出願の所有者に対する公平な報酬の支払いを条件として、特許又は特許出願の所有者の同意を得ることなく、所定の様式で公告された通知により、特許又は特許出願

が関係する発明を行い、実施し、又は販売する権限を政府機関又は当該通知において指定された者に与えることができる。

(2) 第 39 条 (7) 及び (8) に定める条件は、本条に基づいて大臣が発する許可に関しても適用される。

(3) 本条に基づいて大臣が下した決定は、民事裁判所第一院に対する宣誓出願による訴訟における上訴の対象とすることができる。

## 第 2 部 – マルタの知的財産庁である産業財産権登録局 (MIPO) における登録のための形式要件

第 39 条で意図される事例のいずれかにおいて事を進める方法は、マルタの民事裁判所、すなわち第一審裁判所に提出される出願によるものである。第 (1) 項、第 (5) 項及び第 (8) 項に関する訴訟の目的では、手続は宣誓出願によるが、第 (9) 項及び第 (10) 項の目的では、出願により開始される (宣誓する必要はない)。

第 40 条で意図される事例において事を進める方法は、マルタの民事裁判所、すなわち第一審裁判所に提出される宣誓出願によるものである。

ただし、著者が知る限り、マルタではそのような事例は一度も生じず、したがって、料金又は費用がどのように計算されるかをより理解する先例はない。

概算見積りとして、技術に基づく措置を追求することを希望する出願人に対して、当事務所が請求する専門家手数料を想像することができる。第 39 条又は第 40 条対応費用は 6,500~10,000 ユーロの範囲だが、訴訟費用は約 1,200 ユーロ (宣誓出願による

手続)又は600ユーロ(出願による手続)となり、訴訟代理人手数料は250ユーロの範囲である。350~650ユーロ程度の管理費も考慮する必要がある。

### 第3部-MIPOでの登録取得のための時期要件

第39条(1)で意図されている訴訟は、最低限、(a)特許出願及び(b)特許出願日から4年又は特許付与から3年の何れか遅い方の期間の経過を必要とする。

第39条(8)、(9)及び(10)で意図されている各訴訟は、最低限、「出願」と「登録」とを区別することなく、「先の特許」を要件とするが、この点に関して司法解釈がない場合は、第417章第2条に含まれる「特許」(「特許」とは、本法の規定に基づいて長官により付与される独占的権利をいう)の定義により、当該言及は、付与された特許、すなわち、単なる特許出願ではなく、特許登録に対するものでなければならない、と言われている。

第40条で意図されている訴訟は、特許出願又は特許登録の何れかについて指示することができる。

### 第4部-MIPOでのLOR宣言登録の影響

マルタ法は、この問題については何も規定しておらず、この点に影響はないことを示唆している。したがって、例えば、年金手数料は、通常、特許権者によって支払われる必要がある。

このことは、第39条(1)の訴訟について、裁判所が「公平な報酬」の問題を決定する際に、これらの問題を考慮に入れることができるかもしれないことを述べていた。



## 第5部－LOR宣言の取下げ又は撤回

（第39条（4）に関する特許権者の提出物を考慮した上で）付与された場合は、第39条（1）の訴訟で付与されるLORは、第39条（5）に基づいて取り消し、又は変更することができる。すなわち、特許所有者がその発明の実施を開始し、又は再開する場合である。

第39条（8）、（9）及び（10）で意図されている各訴訟について、奇妙なことに法の規定はないが、第40条（1）の訴訟については、第40条（3）に関して特許権者の側で上訴する権利がある。

## 第6部－LOR制度に基づく実施権者の候補者の要件

第39条（1）で意図されている訴訟において、出願人、予定使用者又は潜在的実施権者は、第39条（2）に基づいて、合理的な取引条件で権利者から授権を得よう努力したこと、かつ、当該努力が合理的な期間内に実らなかった場合はそのような努力を行ったことを証明しなければならない。「努力」をどのように進めるかについての所定の様式はなく、法律は特許権者に直接連絡が行われることを明確に示している。

第39条（8）及び（9）で意図されている訴訟並びに第40条（1）で意図されている訴訟において、法は、それに先立ついかなる手続についても規定していない。

## 第7部－IPO及び実施許諾条件に関する紛争解決

この問題に関しては、法律全般に規定がない。

## 第 8 部 – マルタの LOR 制度と統一特許裁判所との関係

マルタの LOR 制度と単一効特許に基づく LOR に関する規則との間には、いくつかの相違点がある。すなわち、単一効特許が、マルタ法に同等の規定が存在しない規定を含んでいる場合である。

セクション F.III. ライセンス・オブ・ライト制度に関する記述である単一効特許ガイド第 118 項には、次のように記載されている。

*「単一効特許所有者は、適切な対価を得る見返りに、何人かが自己の発明を実施権者として実施することを許可する用意がある旨の陳述書を EPO に提出することができる（(EU) 規則 No 1257/2012 第 8 条（1）及び UPR 規則 12（1））。*

*ライセンス・オブ・ライト制度の下で取得された実施権は、契約上の実施権として取り扱われる（(EU) 規則 No 1257/2012 第 8 条（2））。*

*当該陳述書は、単一効特許保護登録簿に無償で記入される。」*

マルタ法には、第 118 項に類似する規定は存在しない。

セクション F.III. ライセンス・オブ・ライト制度に関する記述である単一効特許ガイド第 119 項には、UPR 規則 12（1）に基づく陳述書の受領後に期限が到来する単一効特許の更新手数料が 15%減額される旨、記載されている（RFeesUPP 第 3 条参照）。更新手数料（UPR 規則 13（3）及び RFeesUPP 第 2 条（1）第 2 号）の遅延納付のための追加手数料は、減額された更新手数料に基づいて計算される。

マルタ法には、第 119 項に類似する規定は存在しない。

セクション F.III. ライセンス・オブ・ライト制度に関する記述である単一効特許ガイド第 121 項には、次のように記載されている。

「所有者は、EPO にその旨の通知を提出することにより、いつでもその陳述を取り下げることができる。ただし、当該取下げは、更新手数料が減額された金額が EPO に支払われた場合にのみ効力を生じる。」（UPR 規則 12（2））

マルタ法には、第 121 項に類似する規定は存在しない。

セクション F.III. ライセンス・オブ・ライト制度に関する記述である単一効特許ガイド  
第 122 項には、次のように記載されている。

「独占的实施権の単一効特許保護登録簿への記録請求は、ライセンス・オブ・ライト制度に関する陳述書が提出された後は、当該陳述書が撤回されない限り、もはや認められない」（UPR 規則 12（4））。

マルタ法には、第 122 項に類似する規定は存在しない。

## 第 9 部 – MIPO：統計

第 417 章パート XI 第 39 条又は第 40 条の規定に基づき取得した実施権に関する情報を提供するデータベースも、登録簿もない。したがって、請求に応じて実施権の統計分析を提供することは不可能である。

## 第 14 章 – サンマリノの LOR 制度

Studio Legale Jacobacci & Associati により提供された情報

### 第 1 部 – LOR 制度の有無

2005 年 3 月 25 日法律第 79 号第 110 条「産業財産権に関する統合文」によれば、本法にいう LOR 制度「公募」は、サンマリノにおける特許のみを対象とする。

### 第 2 部 – サンマリノ共和国 IPO (USBM-Ufficio di Stato brevetti Marchi) における登録のための形式要件

産業財産権に関する統合文は、特定の形式要件を規定していない。特定された IPR に対する公開（サンマリノ共和国における LOR 宣言のために使用される条件）は、サンマリノ共和国において登録することができる。ただし、以下のことを条件とする。

- 同一の IPR については、以前に独占的实施権が登録されていないこと。
- 公衆に提供される実施権は、IPR の独占的使用のためではないこと。

公開は、USBM に書面で提出しなければならない。2005 年 3 月 25 日法律第 79 号第 110 条（1）は、本公開は、IPR 保有者又は出願人によって行われることを規定しているが、イタリアの法域で行われる場合と同様に、IPR 保有者又は出願人を代表することが認められている知的財産専門家によっても提出することができる。

提出手続に関しては、USBM は、IPR 保有者又は出願人に対して、IPO とともに行う活動一部の履行又は IPO で定められた条件の遵守のための特定の様式を提供する権利を明確に有しているが、現時点では、公開（LOR 宣言）の提出のための具体的な様式は設定されていないようである。同様に、登録又は出願手続には、IPO とともに行う専門職代表者の活

動の費用を除き、通常出願又は手続に関与するもの以外、特定の政府手数料は含まれていないようである。

### 第 3 部 – USBM での登録取得のための時期要件

公開は、出願時であっても、USBM が IPR を付与する前に、当該 IPR の存続期間中いつでも、サンマリノ共和国において行うことができる。事実、2005 年 3 月 25 日法律第 79 号第 110 条（1）は、特許権者及び特許出願人の双方が公開を行うことを認めている。

LOR 宣言がなされると、それは出願書原本に登録され、特許登録簿に登録され、USBM 公報（2005 年 3 月 25 日法律第 79 号第 110 条（5））に公告される。

### 第 4 部 – USBM での LOR 宣言登録の影響

第 110 条（4）に従い、サンマリノ共和国における公開（LOR 宣言）は、IPR 保有者又は出願人に対し、年間更新手数料を 50% 減額する権利を与える。

特に、第 110 条（5）は、公開（LOR 宣言）が特許出願後に行われる場合は、当該減額は、当該公開の通知後の年の更新手数料のみを対象とすることを明確に規定している。反対に、当該宣言は、実施上の救済に何ら影響を及ぼさず、また、他の方法で IPR 保有者又は出願人に利益を与えず、又は不利益を与えるものではない。

この公開に伴う限定的な利益は、明らかにサンマリノ共和国で LOR 制度が使用されたことがない理由の一つと考えられる。

### 第 5 部 – LOR 宣言の取下げ又は撤回

LOR 宣言は、サンマリノ共和国で取り下げることが可能である。

第 110 条（4）は、事実上、次のことを明示的に規定している。

「公開（ライセンス・オブ・ライト）は、特許登録簿に記録され、公報に公告され、その効力は、取り消されるまで存続する。」

しかしながら、IPR 保有者又は出願人は、その宣言を取り消すための具体的な様式を提供されておらず、また、特定の任務又は活動を遂行することを要求されていないように思われる。この点に関し、過去に減額された手数料の遡及的納付に関しては何も言及されていないこと、また、この問題に対処する関連訴訟法が存在しないことを考慮すると、IPR 保有者又は出願人は、従前の更新手数料の遡及的な納付を要求されるべきではないと考えられる。

ただし、取消後は、更新手数料は、IPR 保有者又は出願人が全額を支払うべきものである。

## 第 6 部－LOR 制度に基づく実施権者の候補者の要件

2005 年 3 月 25 日法律第 79 号は、潜在的実施権者の公開手続に関する要件を規定していない。公開（LOR 宣言）を知ったならば、それを受諾するか否かは潜在的実施権者の裁量に委ねられ、最終的には、当該受諾を IPR 保有者又は出願人に通知する。

第 110 条（2）に従って、LOR は、IPR 保有者又は出願人が設定したロイヤルティ又は実施料が潜在的実施権者によって受諾されなかった場合であっても、潜在的実施権者による公開の受諾とともに IPR 保有者又は出願人に通知され次第、効力を生じること留意すべきである。

IPR 保有者又は出願人に対する有効な受諾通知の様式については、何も言及されていない。それにもかかわらず、USBM は、IPR 保有者又は出願人に対して、IPO とともに行う特定活動の履行又は IPO で定められた条件の遵守のための特定の様式を提供する権利を明確に

有しているが、現時点では、公開（LOR 宣言）の取消しのための所定の様式は存在しないように思われる。

この問題に対処する関連訴訟法のみならず、追加の法律が存在しない場合には、受諾の通知は、潜在的実施権者から IPR 保有者に対して直接、又は IPO を通じて行うことができると考えられる。

## 第 7 部 – IPO 及び実施許諾条件に関する紛争解決

2005 年 3 月 25 日法律第 79 号第 110 条（2）は、ロイヤルティ又は実施料及びその支払条件の決定に関する IPR 保有者又は出願人と潜在的実施権者との間の意見の相違及び／又は対立について、サンマリノ共和国の仲裁委員会における具体的な紛争解決手続規定している。

上記委員会は、各当事者が任命する 1 名ずつの委員と、両当事者間の相互の合意により任命される第三の委員の 3 名で構成される。合意がない場合、第三の委員はサンマリノ共和国法務局長により任命され、同局長の管轄権はイタリア民事裁判所の管轄権と類似している。

仲裁委員会は、事件について規則を制定し、公平な評価（2005 年 3 月 25 日法律第 79 号第 110 条（2））に基づいて公正なロイヤルティ又は実施料を査定しなければならない。価格の査定が明らかに不公正若しくは誤りである場合又は当事者の一方が仲裁人の任命を拒否する場合、サンマリノ共和国法務局長が決定する。

IPC 第 110 条（3）によれば、予期せぬ事情が発生し、その結果、事前に設定された実施料が明らかに不適切となって変更されなければならない場合、同じ紛争解決手続が両当事者に提供される。

サンマリノ共和国法務局長は、LOR に関して IPR 保有者又は出願人と潜在的実施権者との間で発生するその他の紛争について管轄権を有する。

## 第 8 部－サンマリノ共和国の LOR 制度と統一特許裁判所との関係

LOR 及びそれに対処するサンマリノの関連訴訟法の欠如に関して、2005 年 3 月 25 日法律第 79 号及び規則第 1257/2012 号に規定されている非常に限定された一連の規則に照らし、サンマリノの手続及び要件と UP の規則との間に大きな差異は確認されなかった。

このような観点から、特に、サンマリノ共和国 IPO の LOR 制度と EPO の同制度とは、以下の点で異なっていることに注目する。

- EPO は、単一効特許権者に対して、EPO に LOR 宣言書を提出するための専用様式 7001 を提供しているが、サンマリノ共和国 IPO は、当該様式を IPR 保有者又は出願人に提供していないようである。
- UPR 規則 12 (1) に基づく陳述書の受領後に期限が到来する単一効特許の更新手数料は、15%減額される (RFeesUPP 第 3 条参照)。また、更新手数料の遅延納付のための追加手数料 (UPR 規則 13 (3) 及び RFeesUPP 第 2 条 (1) 第 2 号) は、減額された更新手数料に基づいて計算される。逆に、上述のとおり、LOR 制度に該当するサンマリノ共和国で登録又は出願された特許は、更新手数料の 50% の減額 (2005 年 3 月 25 日法律第 79 号第 110 条 (4)) を受けることができる。
- EPO は、単一効特許所有者に対して、LOR 陳述書の取下げのための専用の様式である様式 7002 を提供する。当該取下げは、IPR 保有者が更新手数料を減額した金額を支払った後にのみ効力を生じる (UPR 規則 12 (2))。逆に、上記第 4 部によれば、サンマリノ共和国 IPO は、公開の撤回のための特別な様式を定めていないようであり、IPR 保有者又は出願人は、公開が登録された時点で半額にされた更新手数料の全額を IPO に返還するようには求められていない。



## 第9部－USBM：統計

現在のところ、サンマリノ共和国における公開（LOR 宣言）の登録簿は公表されず、一般に公開されていない。したがって、現在サンマリノで登録されている公開（LOR 宣言）の件数に関する統計も、自らの IPR について当該制度を最大限活用している企業や産業部門に関する詳細な情報も提供することは不可能である。

しかし、これまでのところ、サンマリノでは、更新手数料の減額が IPR 保有者又は出願人にとってのインセンティブにならないことから、LOR 制度はほとんど利用されていないように思われる。

## 第 15 章 – スロバキアの LOR 制度

Majlingova & Partners, s.r.o.により提供された情報

### 第 1 部 – LOR 制度の有無

スロバキアの LOR 制度は、スロバキアの国内特許及び特許出願、スロバキア共和国で有効とされた欧州特許並びに補充的保護証明書を対象とする。

### 第 2 部 – スロバキア共和国産業財産権庁 (INDPROP) における登録のための形式要件

IPR 保有者が、適切な補償 (LOR 宣言) の見返りとして、何人かに発明を使用させる用意がある旨の書面による陳述書を INDPROP に提出した場合、INDPROP は、LOR 宣言を登録簿に登録する。

具体的な宣言の様式はない。

改正後の特許、補充的保護証明書及び他の法律 (特許法) の改正に関する法令集法律第 435/2001 号を実施する法令集法令第 223/2002 号は、その第 14 条セクション 1 において、LOR 宣言にはさらに次のものが含まれることを規定している。

- 実施許諾者の氏名及び住所又は実施許諾者が会社である場合は社名及びその所在地
- IPR 保有者の代理人である場合は、代理人の身分証明の詳細
- 特許登録番号又は特許出願番号

INDPROP 審査官は、LOR の登録請求の提出後、さらに遅滞することなく IPR 保有者の詳細を確認し、LOR を登録簿に登録する。

INDPROP は、LOR の登録及び LOR 宣言が公告される公報番号を出願人に通知する。

LOR 宣言は、INDPROP が発行する公報及び INDPROP のウェブページで公表される。

LOR 宣言の登録簿への登録請求を提出するための手数料はない。

独占的实施権が対象 IPR について登録されている場合は、LOR 宣言は登録されない。

### 第 3 部 – INDPROP での登録取得のための時期要件

LOR 宣言は、IPR の存続期間中いつでも提出することができる。また、スロバキア国内特許の付与前でも提出することができ、これはすなわち、スロバキア特許出願に対して提出することができる。

### 第 4 部 – INDPROP での LOR 宣言登録の影響

登録された LOR 宣言を伴う特許又は SPC については、年次更新手数料は半額にされる。

LOR 宣言が登録されている場合は、ライセンス・オブ・ライトの宣言が実施許諾者によって撤回されるまでは、独占的实施権を登録簿に登録することはできない。

LOR 宣言の登録は、IPR 保有者が利用できる救済手段の実施に影響を及ぼさない。

### 第 5 部 – LOR 宣言の取下げ又は撤回

LOR 宣言の登録は、取り下げることができる。

LOR 宣言は、LOR の受諾を宣言する陳述書が実施許諾者に交付されるまでは、撤回することができる。

LOR 宣言が撤回された場合、以前に減額された手数料の遡及的納付は要求されない。次回の年次更新手数料は、全額で納付しなければならない。

発明に対する権利についての紛争に関する訴訟手続の結果として、新規の IPR 保有者が登録簿に登録された場合は、LOR 宣言は、新規の IPR 保有者の登録簿への登録日に撤回されたものとみなされる。ただし、新規の IPR 保有者がその登録簿への登録日から 30 日の期限内に LOR 宣言の維持に関する請求書を INDPROP に交付する場合は、この限りではない。

## 第 6 部 – LOR 制度に基づく実施権者の候補者の要件

LOR 宣言を受諾し、その受諾を特許権者又は実施許諾者及び INDPROP に書面で連絡する者又は事業体は、発明を実施する権利を受領する。

受諾について、所定の様式はない。

改正後の特許、補充的保護証明書及び他の法律（特許法）の改正に関する法令集法律第 435/2001 号を実施する法令集法令第 223/2002 号は、その第 14 条セクション 2 において、LOR 宣言には次のものが含まれることを規定している。

- 潜在的実施権者の氏名及び住所、又は実施権者が会社である場合は社名及びその所在地
- 潜在的実施権者の代理人である場合は、代理人の身分証明の詳細
- LOR 宣言を受諾する意思の明示的な宣言

LOR 宣言を受諾することにより取得された実施権は、スロバキア共和国の領域内で無期限に有効な期間をもって締結された契約上の非独占的实施権とみなされる。

## 第7部 – IPO 及び実施許諾条件に関する紛争解決

INDPROP は、IPR 保有者と潜在的実施権者との間で意見の相違又は対立が生じた場合、いかなる紛争解決手続も提供しない。

それに関する交渉にもかかわらず、実施許諾契約の当事者間で許諾された実施権の対価に関する合意が成立していない場合、適切な対価額及び支払条件は、実施許諾契約の当事者の一方の請求により、発明の重要性及び特定の分野における通常の実施料を考慮して裁判所が決定する。

適切な補償を決定するために決定的な状況に実質的な変化があった場合、裁判所は、これに関する当事者間での交渉にもかかわらず合意に達していない場合に実施許諾契約の当事者の一方の請求により、当初に交渉された、又は裁判所により解決された補償金額又は支払条件を変更する権利を有する。

## 第8部 – スロバキア共和国の LOR 制度と統一特許裁判所との関係

上記第1部から第7部で議論された事項に関して、スロバキアにおける手続及び要件と UP の規則（EU 規則第 1257/2012 号に記載）との間に重要な差異は認識されていない。

## 第9部 – INDPROP：統計

### 9.1 スロバキア IPO 登録簿の公表状況及び内容

INDPROP のウェブサイト<sup>67</sup>に掲載されているライセンス・オブ・ライトの宣言の一覧は、以下の情報を提供している。

- 特許出願及び公開番号（特許に関する詳細へのハイパーリンク付き）

---

<sup>67</sup> <https://www.indprop.gov.sk/patenty/patenty/ponuky-licencii>  
<https://www.indprop.gov.sk/en/patents/patents/licence-offers>

- 出願人又は所有者
- 特許の名称

## 9.2 現在登録されている LOR 宣言

現在登録されているライセンス・オブ・ライトの宣言の数：33 件

第 14 章－表 1. INDPROP 統計の要約

出願番号	出願人	名称	産業分野
784-2002	VUP, a. s.	アセチレンアルコール及び／又は アセチレンジオールの調製方法	C.化学
44-2007	VUP, a. s.	ピペリジン型立体障害アミンのニ トロキシラジカルの調製方法	C.化学
142-2004	Fyzikálny ústav Slovenskej akadémie vied	相対ひずみセンサー	G.物理学
EP1607969	パイオニア株式 会社	追記型記録媒体、記録装置及び追 記型記録媒体の記録方法並びに追 記型記録媒体の再生装置及び再生 方法	G.物理学
EP1598824	パイオニア株式 会社	追記型記録媒体、記録装置及び追 記型記録媒体の記録方法並びに追 記型記録媒体の再生装置及び再生 方法	G.物理学
119-2007	VUP, a. s.	2,2,6,6-テトラメチルピペリジン- N-オキシル及びその 4 位置換誘導 体の調製方法	C.化学

61-2008	VUP, a.s.	ヒドロキシピバル酸の調製方法	C.化学
EP1918444	Miele & Cie. KG, Gütersloh, DE	バラスト重し付き洗濯機槽	D.繊維・洗濯業
EP2381029	Miele & Cie. KG	洗濯機の操作方法及び洗濯機	D.繊維・洗濯業
5092-2008	Výskumný ústav stavebních hmot, a. s.	セメントクリンカー及びその製造方法	C.化学、セメント
EP2428608	Miele & Cie. KG	洗濯機のポンプ、メカトロニクス系及び洗濯機の操作方法	D.繊維・洗濯業
EP2397598	Miele & Cie. KG	洗濯機、乾燥機等の洗濯処理機のロッキングアセンブリ	D.繊維・洗濯業
23-2016	VUP, a. s.	不飽和芳香族ケトンの調製方法	C.化学
5006-2010	Fyzikálny ústav Slovenskej akadémie vied	ナノ粒子単層及び多層の製造方法	C.化学
68-2014	Porubský Ivan, Ing.	羊毛及びこれを含有する製品の加工方法	D.繊維・洗濯業
PP24-2018	Matula Peter, Ing.	輸送手段による輸送の安全系及び輸送中の防護の方法	B.輸送
PP104-2016	The Technical University of Košice	機械剛性測定用携帯装置	G.物理学
PP114-2013	Institute of Construction	雷脅威を示す方法及び装置	G.物理学

	and Architecture		
PP114-2013	University of Žilina	シロキサンポリマー繊維の導波路 カプラーの調製方法	G.物理及び C. 化学
PP92-2013	Institute Of Construction And Architecture – Slovak Academy Of Sciences	末梢血からの循環細胞の単離方法	C.化学、生化学 及び G.物理 学、測定
27-2014	Jedlička Kristal, Ing.	回転面を備えた水平軸風車	F.機械工学
44-2013	Institute Of Physics SAS	単層又は多層の金属ガラスを基礎 とする建築用素子及びその製造方 法	C.化学
107-2015	The Technical University of Košice	パイプライン検査ロボット	B.処理操作、ポ ータブルツール
50079-2016	Institute Of Electrical Engineering SAS	強磁性状態への遷移の開始温度が 高いマンガンナイト La-Sr-Mn-O 層 の調製方法	C.化学
EP 3 145 871	Althoff, Klaus Jürgen	流動化装置	C.化学及び B. 処理操作
EP 2728071	Keller Holding GmbH	壁形状床素子を製造する方法及び 装置	E.固定構造物
EP 2730702	Keller Holding GmbH	ジェットノズル工具を用いた平行 接地体の製造方法及び装置	E.固定構造物



PP 15-2016	Vika Konštantín, Ing., CSc.	取外し可能な滑り止めスパイク	B.処理操作、振 動
PP50045- 2014	Institute of physics SAS	金属合金を基材とする多層心テー プ及びその製造方法	C.化学
EP 2646271	LibroDuct GmbH & Co. KG	走行中に架線との間でカテナリー 車両を自動的に接続し、切り離す ためのシステム	B.処理操作、運 輸
PP50025- 2018	The Technical University of Košice	水車のロータを取り付けるための 振動吸収クランク	F.機械工学
PP50009- 2018	The Technical University of Košice	貯湯暖房用成層器	F.機械工学
PP50071- 2018	Institute Of Electrical Engineering SAS	プラズマ中のバルク材料を均一に 表面処理するための装置	B.処理操作及び H.電気

### 9.3 LOR 宣言の年間申請件数

1年間に行われる出願件数に関するデータはない。

### 9.4 LOR 制度を最大限に活用している企業

スロバキア共和国で LOR 制度を最も利用しているのは、企業ではなく大学及び技術研究所である。

### 9.5 スロバキアの LOR 制度を最大限に活用している産業

LOR 宣言の数が少ないため、該当する IPR の詳細や LOR 制度を最大限に活用している企業及び産業部門に関するロバスト統計を提供することは不可能である。ただし、LOR 制度を最大限に活用している産業分野は、化学及び物理学の分野であると考えられる。

#### 9.6 INDPROP において想定される収益の変化

INDPROP における収益の変化は、登録された LOR 宣言の数を考慮すると、ゼロか無視できる程度である。

## 第 16 章 – スペインの LOR 制度

MLG Abogados Mònica López Gómez により提供された情報

### 第 1 部 – LOR 制度の有無

スペインでは、LOR 制度は、スペイン特許法（2015 年 7 月 24 日の特許に関する法律 24/2015）に明示的に規定されており、特許及び実用新案を対象としている。したがって、以下の回答における特許への言及は、特許及び実用新案に対するものと理解されなければならない。

### 第 2 部 – スペイン特許商標庁（Oficina Española de Patentes y Marcas 「OEPM」）における登録のための形式要件

特許所有者は、OEPM に請求を提出しなければならない。その請求には、以下の情報を含まなければならない。

- 特許権者の身元
- 特許権者に代わって行動する代理人がいる場合は、当該代理人の身元
- 特許権者が「ライセンス・オブ・ライト」の承認を希望する関連特許出願番号
- 特許権者又はその代理人の署名

OEPM は、請求を受領し次第、これを審査する。不備又は欠陥がある場合は、手続は停止され、OEPM は、特許所有者が特許停止の公告から 2 ヶ月以内にそれらを訂正し、又は表明を行うことができるように、特許所有者にその旨を通知する。

OEPM は、請求の認容又は拒絶による決定を下す。決定は、産業財産権公報に公告される。

上記の請求を提出するために必要とされる特定様式（「Solicitud de Inscripción del Ofrecimiento de Licencias de Pleno Derecho」様式）がある。この様式は、OEPM ウェブサイト<sup>68</sup>から入手できる。

独占的实施権が特許登録簿に記録されているか、又は独占的实施権の記録請求が提出されている限りは、LOR 宣言を提出することができないことを考慮しなければならない。

### 第 3 部 – OEPM での登録取得のための時期要件

スペイン特許法は、IPR の存続期間に関する LOR 宣言の登録のための時期要件に関して、明示的に何も規定していない。

それにもかかわらず、スペイン特許法は、本件特許及び特許出願が実施権を受けることができる旨を明示しているので、本件特許の付与前でも LOR を登録することができる、と理解できるように思われる。

### 第 4 部 – OEPM での LOR 宣言登録の影響

年間特許料（宣言の受領後に発生）は、LOR 宣言を伴う特許については半額にされる。ただし、当該減額分は、宣言を撤回する場合には納付しなければならない、かつ、その納付は、当該撤回の登録を認める公告の翌月以内に行わなければならない。

スペイン特許法は、LOR 宣言を登録することが執行救済に及ぼす影響について言及していない。

LOR 宣言が提出されると、その宣言が撤回されるか、又は撤回されたとみなされない限り、特許についての独占的实施権の登録請求は認められないことを考慮しなければならない。

---

<sup>68</sup> [https://sede.oepm.gob.es/eSede/comun/Formularios\\_web/3512X.pdf](https://sede.oepm.gob.es/eSede/comun/Formularios_web/3512X.pdf)

## 第5部－LOR宣言の取下げ又は撤回

LOR宣言は、その発明を実施する意図を特許所有者に連絡していない限り、いつでも撤回することができる。

特許所有者は、OEPM ウェブサイトに掲載されている所定の様式<sup>69</sup>（「Solicit Deud Retirada Del Ofrecimiento De Licencias De Pleno Derecho」様式）を使用して、OEPM に対して書面によって請求を提出しなければならない。

撤回は、OEPM が通知を受けた時点から効力を生じる。

OEPM は、請求を受領し次第、提出された書類が法的要件を満たしているか否か、特に発明の実施を求める請求が提出されたか否かを審査する。

不備又は欠陥がある場合は、手続は停止され、OEPM は、特許所有者が特許停止の公告後2ヵ月以内にそれらを訂正し、又は書面による表明を行うことができるように、特許所有者にその旨を通知する。当該期間の後、OEPM は、撤回請求の認容又は拒絶による決定を下す。決定は、産業財産権公報に公告される。

また、スペイン特許法は、本件特許の所有権を主張する訴訟が提起されたことによって特許の所有権が変更される場合は、新規所有者が登録されたときにLOR宣言が撤回されたものと解されることも規定している。

宣言が撤回された場合は、先に減額された手数料額を納付しなければならない。納付は、当該撤回の登録を認める公告の翌月以内に行わなければならない。

---

<sup>69</sup> [https://sede.oepm.gob.es/eSede/comun/Formularios\\_web/3515X.pdf](https://sede.oepm.gob.es/eSede/comun/Formularios_web/3515X.pdf)

## 第6部-LOR制度に基づく実施権者の候補者の要件

発明を利用したい人は誰でも、OEPMのウェブサイトで購入できる所定の様式<sup>70</sup>（「Solicitud de Utilización de Invención Sujeta al Régimen de Licencias de Pleno Derecho」様式）を使用して、OEPMに対して請求を提出しなければならない。この様式はまた、出願人に対して、発明の用途を示すことも要求する。

OEPMは、請求を受領し次第、これを審査する。不備又は欠陥がある場合は、手続は停止され、OEPMは、潜在的実施権者が特許停止の公告後2ヵ月以内にそれらを訂正し、又は書面による表明を行うことができるように、潜在的実施権者にその旨を通知する。当該期間の後、OEPMは、実施権取得の請求に関する決定を下す。

OEPMは、障害がないと判断した場合、特許所有者及び潜在的実施権者に対して、当該連絡を受けてから1ヵ月後に潜在的実施権者が請求に示した方法で発明を実施する権限を与えられる旨を示すことによって、請求を通知する。

当事者が、前記1ヵ月の期間内に実施権者が支払うべき補償について合意に達しない場合、いずれの当事者も、OEPMに対して、当該補償の適切な金額を決定するよう求めることができる。

また、発生した事由又は既知の事由によって設定された補償額が明らかに不適切であると認められる場合、いずれの当事者も、OEPMに対して、補償額の変更を請求することができる。

なお、問い合わせでは、これらの理由により変更や補償を求めた当事者がいたことは一度もない、とOEPMが報告していることに留意する必要がある。

---

<sup>70</sup> [https://sede.oepm.gob.es/eSede/comun/Formularios\\_web/3514X.pdf](https://sede.oepm.gob.es/eSede/comun/Formularios_web/3514X.pdf)

暦年各四半期末に、実施権者は、発明について実施した使用について特許所有者に通知しなければならない。また、該当する補償金を支払わなければならない。

実施権者が上記の義務を遵守しない場合は、特許所有者は、当該義務を遵守するために合理的な追加期間を当該実施権者に与えることができる。実施権者が当該義務を遵守しないまま追加期間が経過した場合は、当該実施権は、特許所有者の正当な請求に応じて取り消される。

## 第7部－IPO 及び実施許諾条件に関する紛争解決

スペイン特許法は、支払われるべき補償について当事者間に合意がない場合、当事者のいずれかによる事前の書面による請求に応じて、かつ、両当事者が聴聞を受けたときに、OEPM が、発生した事由又は既知の事由によって設定された補償額が明らかに不適切であると認められる場合の実施権者が支払うべき適切な金額を決定するか、又は補償額を変更することを規定している。

両当事者は、OEPM に対して、最終決定から1年が経過した後に設定された報酬を変更するよう求めることしかできない。

OEPM は、その決定を下す前に、双方の当事者を聴取し、支払われる報酬を決定する際に OEPM に助言することができる専門家の任命を請求するため、事案の状況を考慮してより便宜的であると考えられる機関に対応することができる。

前述のように、問い合わせでは、これらの理由により変更や補償を求めた当事者がいたことは一度もない、と OEPM は報告した。

## 第 8 部 – スペインの LOR 制度と統一特許裁判所との関係

LOR 宣言の提出に関して、単一効特許保護に関する規則に従って、独占的实施権が単一効特許保護登録簿に記録されているか、又は当該実施権の記録請求が EPO に係属している限り、LOR 陳述書を提出することはできない。

LOR 宣言の登録の影響に関しては、単一効特許保護に関する規則は、LOR 陳述書が存在する場合は、陳述書の受領後に期限が到来する単一効力を有する欧州特許の更新手数料を減額することを規定している。ただし、単一効特許保護手数料に関する規則第 3 条によって、当該手数料は 15% 減額される。

単一効特許保護に関する規則はまた、単一効特許保護のための登録簿への独占的实施権の記録請求は、当該陳述書が撤回されない限り、ライセンス・オブ・ライトの陳述書が提出された後は認められないものとする旨も規定している。

LOR 宣言を撤回する可能性に関しては、単一効特許保護に関する規則はまた、前記陳述書は、EPO へのこの旨の連絡によりいつでも撤回することができるが、当該取下げは、減額された更新手数料が EPO に支払われるまでは効力を生じないものとする旨も規定している。

補償に関する紛争に関しては、統一特許裁判所に関する協定第 32 条 (1) (h) に従い、裁判所は、(EU) 規則第 1257/2012 号第 8 条 (LOR にいう条項) に基づく実施権の補償に関する訴訟について、専属的裁判管轄権を有する。

## 第 9 部 – OEPM : 統計

### 9.1 OEPM 登録簿の公表状況及び内容



LOR 宣言の特定登録簿はないが、OEPM は、国内特許、スペイン特許、欧州特許及び実用新案に関する情報であって、ライセンス・オブ・ライト制度で承認されているものを OEPM のウェブサイトに掲載している。

提供される情報には以下を含む。

- ライセンス・オブ・ライトの登録日
- 特許公開及び出願番号（OEPM Consulta de Expedientes ウェブサイト上の事案詳細へのリンクを含む）
- 特許の名称
- IPC 区分及び説明

## 9.2 現在登録されている LOR 宣言

2000 年以來、現在も存在しているものは以下のとおり。

- ライセンス・オブ・ライト宣言で承認されているスペイン国内特許 182 件<sup>71</sup>
- ライセンス・オブ・ライトの宣言で承認されている欧州特許 671 件<sup>72</sup>
- ライセンス・オブ・ライトの宣言で承認されているスペイン実用新案 50 件<sup>73</sup>

## 9.3 LOR 宣言の年間申請件数

年間出願数に関するデータは入手できない。ただし、2000 年から 2021 年までになされた出願を均等に配分すると仮定すると、年平均は以下ようになる。

- スペイン国家特許の LOR は 8.7 件
- 欧州特許の LOR は 31.95 件
- 実用新案の LOR は 2.4 件

---

<sup>71</sup>[https://www.oepm.es/export/sites/oepm/comun/documentos\\_relacionados/Propiedad\\_Industrial/ficheros\\_xlsx/Licencias\\_de\\_pleno\\_derecho\\_Patentes\\_nacionales.xlsx](https://www.oepm.es/export/sites/oepm/comun/documentos_relacionados/Propiedad_Industrial/ficheros_xlsx/Licencias_de_pleno_derecho_Patentes_nacionales.xlsx)

<sup>72</sup>[https://www.oepm.es/export/sites/oepm/comun/documentos\\_relacionados/Propiedad\\_Industrial/ficheros\\_xlsx/Licencias\\_de\\_pleno\\_derecho\\_Patente\\_Europea.xlsx](https://www.oepm.es/export/sites/oepm/comun/documentos_relacionados/Propiedad_Industrial/ficheros_xlsx/Licencias_de_pleno_derecho_Patente_Europea.xlsx)

<sup>73</sup>[https://www.oepm.es/export/sites/oepm/comun/documentos\\_relacionados/Propiedad\\_Industrial/ficheros\\_xlsx/Licencias\\_de\\_pleno\\_derecho\\_Modelos\\_Utilidad.xlsx](https://www.oepm.es/export/sites/oepm/comun/documentos_relacionados/Propiedad_Industrial/ficheros_xlsx/Licencias_de_pleno_derecho_Modelos_Utilidad.xlsx)

#### 9.4 LOR 制度を最大限に活用している企業

特許権者に関するデータは、簡単には分析することができない。

#### 9.5 英国の LOR 制度を最大限に活用している産業

スペイン特許、欧州特許及び実用新案に関してそれぞれ、スペインの LOR 制度を最大限に活用している産業部門は以下のとおり。

スペイン特許：

1. ヘルスケア／レスキュー／娯楽
2. モーター及びポンプ
3. 輸送、建設
4. 医学的／歯学的／衛生的目的
5. 照明及び暖房

欧州特許：

1. 輸送
2. 繊維
3. 技術
4. 器具／工具
5. 電動機及びポンプ
6. 照明及び暖房

実用新案：

1. 家庭の身の回り品
2. 輸送

3. ヘルスケア

4. 建設

5. 器具／工具

#### 9.6 OEPMにおいて想定される収益の変化

入手できるデータがない。

## 第 17 章 – トルコの LOR 制度

Turklegal により提供された情報

### 第 1 部 – LOR 制度の有無

トルコの LOR 制度は、実用新案を含む特許を対象としており、トルコの法域においてのみ適用される。他の IPR、すなわち、商標、意匠その他は、LOR 制度の対象ではない。

### 第 2 部 – トルコ特許商標庁 (TPTO) における登録のための形式要件

単純な請求であれば、TPTO でライセンス・オブ・ライトの宣言を登録すれば十分である。請求は、TPTO の電子ファイリングシステム (EPATS) によって電子的に提出する。

LOR 宣言に関連する様式は、電子ファイリングシステムによって自動的に作成される。

LOR 宣言の登録に関連する公定手数料 (2022 年現在 50 トルコリラ) は、請求と共に納付する。LOR 宣言の登録請求を非電子的な方法で提出することは認められない。

独占的権利の実施権に関しては、以下のとおり、LOR 宣言に関する具体的な条件がある。

- 特許又は特許出願に関して特許登録簿に登録された独占的実施権が存在する場合は、登録された独占的実施権が登録簿において取り消されない限り、特許出願人又は特許権者は、同一の特許又は特許出願について LOR 宣言を登録することができない。
- 同様に、LOR 宣言の登録後、特許出願人又は特許権者は、LOR 宣言が撤回されない限り、独占的実施権を登録することはできない。

LOR 宣言は、これが請求され、TPTO によって登録された後、トルコ特許公報に公告される。公告は、LOR 宣言が登録されている特許出願番号、発明名称及び特許出願人又は特許権者を対象とする。

### 第 3 部 – TPTO での登録取得のための時期要件

係属中の特許出願に対して LOR 宣言を登録することができる。

### 第 4 部 – TPTO での LOR 宣言登録の影響

ライセンス・オブ・ライトの宣言の登録は、手数料及び執行救済に影響を及ぼさない。更新手数料を含む手数料は、減額することなく納付される。

LOR 宣言の登録は、特許権の執行に影響を及ぼさない。

### 第 5 部 – LOR 宣言の取下げ又は撤回

LOR 宣言の登録は、いつでも取り下げることができる。LOR 宣言が撤回された場合、撤回は、トルコ特許公報に公告される。LOR 宣言の撤回は、納付された手数料に遡及的影響を及ぼしません。

また、1 件の特定の事例がある。裁判所の決定により特許権者又は出願人が特許登録簿において変更された場合は、登録された LOR 宣言は、自動的に撤回されたものとみなされる。

### 第 6 部 – LOR 制度に基づく実施権者の候補者の要件

潜在的实施権者の申出手続について、具体的な要件はない。潜在的实施権者は、実施許諾条件について交渉するために、特許出願人又は特許権者と直接、連絡を取るべきである。

TPTO は、実施権者の申出手続には関与しない。

## 第7部－IPO及び実施許諾条件に関する紛争解決

TPTO は、IPR 保有者と潜在的実施権者との間で意見の相違又は対立が生じた場合、いかなる紛争解決手続も提供しない。TPTO の役割は、両当事者が合意した実施許諾契約を登録することである。

## 第8部－トルコの LOR 制度と統一特許裁判所との関係

トルコは欧州特許条約の加盟国の一つだが、単一効特許条約の加盟国の一つではない。この点に関し、単一の効力を有する欧州特許の所有者が EPO に LOR 宣言の登録を求める請求を提出した場合は、これはトルコの法域においては効力を有さないことがある。

## 第9部－TPTO：統計

### 9.1 トルコ登録簿の公表状況及び内容

TPTO は、各特許のプロフィール詳細（すなわち、付与番号、特許権者、発明の区分及び名称を含む）と共に、登録されたライセンス・オブ・ライト制度に関するデータを含む特許公報を公告する。

### 9.2 現在登録されている LOR 宣言

2012 年と 2021 年の間に公告されたトルコ特許公報（2012 年並びに 2021 年のデータも含む）によると、LOR 宣言の総数は 2,009 件である。

### 9.3 LOR 宣言の年間申請件数

年間 LOR 宣言数は、以下の表 1 に示されている。

第 17 章－表 1. トルコの LOR 宣言年間登録数

年	件数
---	----

2012 年	359 件
2013 年	270 件
2014 年	264 件
2015 年	288 件
2016 年	312 件
2017 年	169 件
2018 年	86 件
2019 年	90 件
2020 年	95 件
2021 年	76 件

#### 9.4 LOR 制度を最大限に活用している企業

2012 年と 2021 年の間に公告されたトルコ特許公報（2012 年並びに 2021 年のデータも含む）によると、トルコ IPO でライセンス・オブ・ライトの宣言を登録した上位 10 名の特許出願人又は特許権者は、以下の表 2 に示されている。

第 17 章－表 2. トルコ LOR 制度の上位ユーザー（企業）

特許権者	件数
日本たばこ産業株式会社	62 件
Knorr-Bremse Systeme Für Nutzfahrzeuge Gmbh	58 件
Saf-Holland Gmbh	44 件
Telefonaktiebolaget L M Ericsson (Publ)	44 件

Vestel Beyaz Eşya Sanayi Ve Ticaret A.Ş.	32 件
Siemens Aktiengesellschaft	29 件
Teliasonera AB	29 件
Flooring Industries Limited Sarl	24 件
Nv Michel Van De Wiele	24 件
Thys Senkrupp Marine Systems Gmbh	23 件

#### 9.5 トルコの LOR 制度を最大限に活用している産業

2012 年と 2021 年の間に公告されたトルコ特許公報（2012 年並びに 2021 年のデータも含む）によると、ライセンス・オブ・ライトの宣言が登録されている特許又は特許出願の上位 10 の技術分野は、以下の表 3 に示されている。

第 17 章－表 3. トルコ LOR 制度の上位ユーザー（産業）

技術分野	件数
輸送	207 件
医薬品	201 件
ハンドリング	124 件
繊維及び抄紙機	104 件
土木	102 件
電気通信	95 件
その他の特殊機械	90 件
その他消費財	88 件



医療技術	84 件
電気機械器具、エネルギー	80 件

注：技術分野は、WIPO<sup>74</sup>の技術分類に従って、特許又は特許出願の最も関連する区分に基づいて決定される。

### 9.5 TPTO において想定される収益の変化

入手できるデータはない。

---

<sup>74</sup> [https://www.wipo.int/export/sites/www/ipstats/en/statistics/patents/pdf/wipo\\_ipc\\_technology.pdf](https://www.wipo.int/export/sites/www/ipstats/en/statistics/patents/pdf/wipo_ipc_technology.pdf)

## 第 18 章 – 統一特許裁判所下の LOR 制度

Mewburn Ellis LLP により提供された情報

### 第 1 部 – LOR 制度の有無

読者が知っているとおり、単一効特許（UP）及び統一特許裁判所（UPC）の新制度は、2022 年後半に開始すべく現在、順調に進んでいる。したがって、本報告書は、以下を含む、様々な実施法令、二次法令及びガイダンスに記載されている情報のみに基づいている。

- 「統一的効力を有する欧州特許」（**(EU) 規則 1257/2012**）を創設する EU 規則第 1257/2012 号（OJ EPO 2013, 111）<sup>75</sup>
- 単一効特許保護に関する規則（OJ EPO 2016, A39）（**UPR**）<sup>76</sup>及び EPO が規則に基づいて実施する様々な手続をまとめ、単一効特許に関して EPO に支払うべき手数料を規定している、単一効特許保護手数料に関する規則（OJ EPO 2016, A40）（**RFeesUPP**）<sup>77</sup>
- EPO から単一効特許を取得する際に関与する手続の理解しやすい概略を示している、単一効特許ガイド（**UPG**）<sup>78</sup>

単一効特許の LOR 制度は、特に、（EU）規則 1257/2012 第 8 条（1）により創設されたものであり、同条項には次のように記載されている。

「単一の効力を有する欧州特許の所有者は、所有者が適切な対価を得る見返りに、何人かが当該発明を実施権者として使用することを許可する用意がある旨の陳述書を EPO に提出することができる。」

<sup>75</sup> [http://archive.epo.org/epo/pubs/oj013/02\\_13/02\\_1113.pdf](http://archive.epo.org/epo/pubs/oj013/02_13/02_1113.pdf)

<sup>76</sup> <https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2016/05/a39.html>

<sup>77</sup> <https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2016/05/a40.html>

<sup>78</sup> <https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/upg/e/index.html>

## 第 2 部 – EPO における登録のための形式要件

UPR 規則 12 (1) には、単一効特許に関する LOR 宣言を登録するためには、所有者は EPO に陳述書を提出しなければならない、と記載されている。セクション F.III. ライセンス・オブ・ライト制度に関する記述である UPG 第 119 項は、「陳述書」について詳しく説明し、公式様式 7001<sup>79</sup>を使用して EPO にこの出願を行うことを要求している。

様式 7001 にも登録手続にも、関連する公定手数料はない。

独占的实施権が当該単一効特許に対して既に登録されている場合又は当該実施権の登録請求が既に係属している場合 (UPR 規則 12 (3))、LOR 宣言は EPO に登録することができないことに留意することが重要である。

逆に、LOR 宣言が特定の単一効特許に対して EPO に登録されると、LOR 宣言がまず撤回されない限り (UPR 規則 12 (3))、独占的实施権は、同一の単一効特許に対して登録することはできない。

## 第 3 部 – EPO での登録取得のための時期要件

単一効特許のための LOR 宣言の登録に関して、具体的な時期要件はない。ただし、(EU) 規則 1257/2012 第 3 条 (1)、UPR 規則 5 (2) 及び欧州特許条約規則 138 に基づき、単一効特許としての登録を受ける資格を得るためには、欧州特許は、すべての参加加盟国にわたり同一のクレーム一式をもって最初に付与されなければならない。このことは、単一効特許が付与されたならば、これに対する LOR 宣言を登録することしかできないことを示唆している。ただし、この点については、EPO からのさらなるガイダンスが必要である。

---

<sup>79</sup> <https://www.epo.org/applying/forms/forms.html> – 様式 7001 はまだ利用できません。

## 第4部 – EPO での LOR 宣言登録の影響

単一効特許所有者が様式 7001 を提出し、EPO がこれを受領すれば、該当する単一効特許の更新手数料は、RFeesUPP 規則 3 に基づき 15%減額される。

さらに、RFeesUPP 規則 2 (1) (2) には、更新手数料が期限内に納付されない場合は、当該期間内に追加手数料も納付されることを条件として、当該手数料は、納付期限から 6 ヶ月以内でなお納付することができる、と記載されている。かかる単一効特許に関して LOR 宣言が登録されている場合、UPR 規則 13 (3) には、この追加手数料の額は総額ではなく、減額された手数料額に基づいて計算されるものとする、と記載されている。

## 第5部 – LOR 宣言の取下げ又は撤回

単一効特許所有者は、公式様式 7002<sup>80</sup>を使用して EPO にその旨の連絡を提出することにより、いつでも LOR 宣言を撤回することができる。

UPR 規則 12 (2) によって、「当該撤回は、減額された更新手数料が EPO に支払われるまで効力を生じないものとする」とされている。

## 第6部 – LOR 制度に基づく実施権者の候補者の要件

単一効特許のための LOR 制度に基づく潜在的实施権には、特別な要件はない。しかし、以下の第7部で述べる UPC の権限を超えて、最初の連絡過程において何らかの役割を果たしているようには思われず、したがって、実施権者は初期アプローチを自ら行うよう助言される可能性がある。

---

<sup>80</sup> <https://www.epo.org/applying/forms/forms.html> – 様式 7002 はまだ利用できない。

## 第 7 部 – IPO 及び実施許諾条件に関する紛争解決

UPR 規則 12 注釈第 5 項に基づき、統一特許裁判所は、LOR 制度に基づいて許諾された実施権の補償に関する訴訟について専属管轄権を有する。このことは、紛争が発生し、両当事者のいずれかの請求があった場合、統一特許裁判所は、(EU) 規則第 1257/2012 号第 8 条 (1) 及び UPR 規則 8 (1) にいう「適切な補償」の金額を決定しなければならないことを意味している。

## 第 8 部 – 統一特許裁判所制度と統一特許裁判所との関係

本項は意図的に空白とした。

## 第 9 部 – EPO : 統一特許裁判所統計

統一特許裁判所は、2022 年後半に発効する予定である。本項は、作成時点で統計が存在しないため、意図的に空白とした。

## お問い合わせ



### **Dr. Sean Jauss**

パートナー

(ソリシター、訴訟弁護士 (litigator) )

[sean.jauss@mewburn.com](mailto:sean.jauss@mewburn.com)

英国ブリストル事務所



### **Emma Kennaugh-Gallacher**

アソシエイト

(専門サポート弁護士 (PSL) )

[emma.kennaugh-gallacher@mewburn.com](mailto:emma.kennaugh-gallacher@mewburn.com)

英国ブリストル事務所



### **Christoph Moeller**

パートナー

(弁理士、工学分野)

[christoph.moeller@mewburn.com](mailto:christoph.moeller@mewburn.com)

ドイツミュンヘン事務所



### **Urs Ferber**

シニア・アソシエーション

(弁理士、工学分野)

[urs.ferber@mewburn.com](mailto:urs.ferber@mewburn.com)

ドイツミュンヘン事務所

<b>Mewburn Ellis LLP</b>	
ロンドン	City Tower, 40 Basinghall Street, London, EC2V 5DE, UK t: +44 (0)20 7776 5300
ブリストル	Aurora Building, Counterslip, Bristol, BS1 6BX, UK t: +44 (0)117 945 1234
ケンブリッジ	The Maurice Wilkes Building, St John's Innovation Park Cowley Road, Cambridge, CB4 0DS, UK t: +44 (0)122 3420 383
マンチェスター	Manchester One, 53 Portland Street, Manchester, M1 3LD, UK t: +44 (0)161 247 7722
ミュンヘン	Theresienhof, Theresienstraße 1, Munich 80333, Germany t: +49 (0)89 244 459800

この報告書は、各章に名前を掲載した国内外の事務所スタッフの支援を得て、Mewburn Ellis LLP が作成しました。報告書の情報の正確性を期すためには合理的な努力を払っていますが、その内容をもとに判断を行う場合には、必ず事前に専門家の具体的なアドバイスを受けてください。本報告書の内容の正確性、完全性または情報の最新性に関しては、Mewburn Ellis LLP 及び国内外のスタッフのいずれも、明示的か黙示的かを問わずいかなる表明又は保証も行いません。当事務所は、本報告書の利用者に対する責任に関して、法令に反するような否認や制限は行いませんが、利用者が本報告書の内容の利用又はそれへの依拠により損失又は損害を被ったとしても、当事務所は法令上許容される範囲内で責任を負いません。この損失又は損害は、予測可能であったかどうかを問わず、また、契約違反、不法行為（過失を含む）、法令違反その他理由を問いません。